

## 令和5年第2回玉東町議会定例会会議録

令和5年6月12日玉東町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年6月12日午前10時00分招集
2. 令和5年6月12日午前9時58分開会
3. 令和5年6月12日午後3時09分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	小島隆一	町民福祉課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健介護課長	清田浩義	会計管理者	井上浩成
教育委員会 事務局長	清田博之	農業委員会 事務局長	岩川康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	塚本洋子
--------	------	---------	------

- 
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(6名)

3番 大城戸廣澄議員

4番 狩野勝次議員

7番 林和廣議員

9番 吉住貞夫議員

6番 坂本和也議員

8番 清田高広議員

日程第4 議案第30号 玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第5 議案第31号 木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

日程第6 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

3番 大城戸 廣 澄

4番 狩 野 勝 次

---

開会 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から、令和5年第2回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、議長において3番、大城戸廣澄君、4番、狩野勝次君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月12日から14日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月12日から14日までの3日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和5年第2回玉東町議会定例会の提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和5年第2回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝申し上げます。

去る5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となり、コロナ禍で制限されていた様々な活動が再開されています。

本町においては、5月14日に分館対抗球技大会が開催されました。4年ぶりの開催となり、当日は晴天に恵まれ、各種目で熱戦が繰り広げられました。様々な行事等の中止が続き、地域のつながりが希薄になっているのではないかと心配しておりましたが、そのような不安を吹き飛ばすような盛り上がりでした。コロナ禍に本町へ転入して来られた方が、「玉東町に来て初めて球技大会に参加しました。大会後の懇親会でも地区の皆さんと交流ができてとても楽しかったので、また来年も参加したいです」と話され、本町では宅地分譲地整備をはじめ、子ども医療費、保育園副食費及び小中学校給食費の無償化など移住定住・子育て支援に力を入れてきた結果、本町を選んで住んでいただけるようになってきました。

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生施策をどこの自治体も重点的に取り組んでいます。一方で、都会では見られなかった組織や行事などが、移住者の価値観や現代の社会にはそぐわない場合もあります。それらは昔からその地域に住んできた人々が、地域を維持していくために作った先人の知恵による仕組みですが、移住者には理解されないことも残念ながらあります。もちろん過度な負担を軽減することや無駄を省いていくことは、持続可能な地域づくりを目指すうえで、移住者だけでなく、地域の住民にとりまして大事なことだと考えます。

熊本県を含む九州北部は梅雨に入り、全国的に見ましても既に愛知県や和歌山県などで大雨による被害が発生しております。災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切だといわれています。近年、少子高齢化が進み自分では身を守れない方も増え、災害が起こった際に近隣の方の協力が必要になるケースがあります。災害時に円滑に行動するためにも、共助においては、普段からの地域の交流が大きな力になりますし、その重要性は高まっています。

今回、転入後初めて町の行事に参加された方の感想を紹介しましたが、私が目指す「小さくても大きく輝く玉東町」を未来に残すためにも、持続可能な地域づくり、住みたい・住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりには、移住者と地域住民双方のコミュニケーションが必要不可欠であると同時に、地域の絆を深めることの重要性を改めて感じた次第であります。

さて、第13回ハニーローザ収穫祭を去る4日に開催しましたところ、県内外から329名の方に応募いただき、当日は220名に足を運んでいただきました。たくさんの方に収穫祭を盛り上げていただき心より感謝申し上げます。

また、テレビや新聞各紙で取り上げていただき、御存じかと思いますが、今年はウクライナ避難民姉妹の監修のもと、ハニーローザを具材として使用し、ウクライナの伝統的な焼き菓子である「シャルロッカ」を完成させました。6日から約1か月間ぷらっとぎよくとうで販売しています。1日当たりの販売個数は60個ですが、初日は悪天候にもかかわらず11時ごろには完売し、その後も早いときには開店1時間で完売しているということでした。母国の伝統衣装を着てシャルロッカを持つ女性の絵が商品ラベルとなっており、これも姉妹が描いています。議員の皆様方にも是非一度御賞味いただきたいと思っております。

内閣府による5月の月例経済報告によりますと、「景気は、緩やかに回復している」とあります。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとの見通しです。ただし物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとのこと。後ほど御提案いたします一般会計補正予算において、エネルギー・食品等の物価高が依然として続いている状況を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、家計への影響が大きい住民税非課税世帯や子育て世帯への支援、LPガス使用世帯への支援に係る費用を計上しております。

なお、今後も必要に応じた支援を適時適切に実施できるよう経済の動向を注視してまいります。それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第30号は、玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、この条例を改正するものであります。

議案第31号は、木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。木葉駅前活性化施設（ゆめ・ステーション・このは）の施設等使用料について、使用時間区分ごとの使用料となっていることと、夜間区分の使用料が昼間区分の使用料に比べて著しく高くなっていることから、使用者に不利であるためこれを改めるものです。

報告第1号は、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。一般会計は、新庁舎建設事業、保健センター書庫新設事業、道路新設改良事業などを含む7事業と、簡易水道特別会計の簡易水道単独事業の繰越分について報告いたします。

議案第32号は、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第2号）であります。歳出について増額計上している主な事業には、ふるさと納税事業1億円、木葉駅構内エレベーター設置事業1,228万円、LPガス使用世帯支援事業935万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業として2,186万6,000円、ひとり親世帯等に対する給付金事業として606万6,000円などがございます。

土木費においては、道路新設改良単独事業や排水路整備費など一部増額計上がございますが、道路新設改良補助事業及びカントリーパーク整備事業に対する国庫支出金の決定により事業費を減額しております。

今回補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ746万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億5,945万7,000円とするものであります。

議案第33号及び議案第34号は人事案件でございます。玉東町教育長と玉東町人権擁護委員の選任に同意を求めるものであります。

以上、簡単ながら本議会に提案いたします議案の要旨について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議をなされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） おはようございます。

一般質問は、サテライトについては今日がちょっと5回目になりますが、私も福岡の経済産業省、経済産業局に4回今まで行って、いろいろ協議したり話を聞いたりしてきました。

それでは質問いたします。

サテライトと町の対応について。一つ、サテライトから地域振興費として売上の0.5%に当たる約500万円を町への予定が、令和4年度、初年度に当たる0円だった理由について。

次に、地域振興費はサテライト運営の必要な経費であり、事業者の予算及び決算について報告、また確認はされましたか。

3点目、町に500万、行政区に280万円入る予定が4分の1に減額、各行政区が予定されていた予算に影響、今まで町長も防犯カメラや通学路の防犯灯などの特定財源として町にとって一役を担うと言われていましたが、メリットは町にないのではありませんか。

最後に、令和3年3月に判明したサテライト建設に関する山口区の同意書の虚偽問題、虚偽容疑に関しては、玉名警察署の捜査が終了し、現在検察庁に書類送検され、熊本地方検察庁において捜査中であり、まもなく検察庁の判断が示されると思われるが、これについてどう思われますか、町長にお尋ねいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にはもう何回も答えておりますので、まず担当課長より今までのいきさつについてを述べさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。よろしく申し上げます。

3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

まず一つ目の令和4年分の地域振興費が0円だった理由についてですが、町がいただく分は環境整備協力金の名称で、売上額の0.5%をいただくことになっており、令和3年分は135万円をいただいております。令和4年分につきましては、500万円の環境整備協力金を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症第7波の影響により、来場者数の減少及び物価高騰による車券購入額の減少で、当初見込みの売上額を大幅に下回ったため、町に相談に来られ、協議の結果、サテライト玉東の経営状況から、協力金の負担をお願いするのは難しいと判断し、令和4年分の環境整備協力金はいただかないものとしたためでございます。また、このことにつきましては、3月議会の補正予算において承認をいただいているところです。

次に、二つ目の事業費の予算及び決算についての報告及び確認についてですが、今年の3月16日に区長会会議を開き、全地区の区長と総務課から2名の出席の中で、サテライト玉東から1年間の収支報告書をもとに、売上実績や経営状況及び今後の経営方針について説明を受けております。

三つ目の町へのメリットがないのではという質問についてですが、令和4年分の町への協力金はありませんでしたが、行政区への地域振興費の配分は、議員のおっしゃるとおり、減額があったものの令和3年分並みの配分がされており、地区のために活用していただきたいと思います。

また、防犯カメラや防犯灯の設置については、今後経営が回復していけば、令和5年分の環境整備協力金も期待でき、基金に積み立てている令和3年分の協力金と併せて活用でき、町内者の雇用の発生や固定資産税も入っていることから、現段階で町にメリットがないとは考えておりません。

最後の山口区の同意書の偽造問題についてですが、現状の事実関係が把握できないため、答弁は差し控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それでは、最初の質問から伺いますが、町長は令和3年の6月議会で言われました。令和3年の4月26日に設置協定を交わしたということと言われましたが、協定書の内容について私も伺ったんですが、企画財政課長が、内容については7条からできているということと言われて、1条から6条までちょっと言われましたが、議会で見せてほしいということをお私、言いましたが、出せない、見せない、出されないとと言われてそれで終わっているんですが、ただ、今の答弁だけでは、コロナ禍で利益が上がらなかった、資材が上がったと、いろいろ経費がかかったと言われても、利益に対して幾らじゃなくて、取り決めごとは、協定書は、売上の0.5%ということで、売上が幾らだったということを示してもらわんと、私たちも町民も納得できないということです。

それで、その協定書に全く新年度は入れないというその理由について明らかにしてもらわんと、これは契約違反にあたりませんか。お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

協定書の中で、環境整備協力金について協定を結んでいる条項がございます。その中でですね、経営にですね、環境整備協力金のこういった状況があった場合、委託料に変更が生じた場合ですね、こういった協力金の変更が生じた場合は、環境整備協力金の金額を変更することができるというふうにうたっておりますので、その条項に基づいて今回行ったものでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今言われましたように、あのですね、企画財政課長の令和4年の12月議会で言われた、この協定書についてはですね、第7条からなって、言われました、第1条はですね、目的、第2条は整備運営、3条は関係機関との協議、4条は事故等の対応、5条は環境整備費のこの0.5%に対して交付するという文句です。6条は、運営協議会で設置するという、7条についてはその他ということで企画財政課長は言われましたが、それだけだった。私も見せてくれて言ったら見せられませんかと言われましたが、その中で企画財政課長が、先ほどの第7条そ

の他ですが、協定書に定めてない事項については、必要に応じて協議するという、もうこのへんで対応するかなと答弁されておりますので、そこでされておりますが、売上の何パーセントということだから、売上が幾らだったということまで確認はしたのですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

先ほども申しましたが、区長会会議の中でですね、売上、経費等その他書類を見せていただきまして確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 総務課長はですね、区長会で説明があったと、区長会と玉東町の0.5%は違うとですよ。区長会では区長会は別ですから、私が聞きよつとはですね、玉東町に0.5%を払うように決まると、契約してこれは文書で交わしてあることで、売上が幾らだったから幾らということについては出るでしょう。それを玉東町がもらわなかったということは、契約違反じゃないですかと言っているんですよ。どうですか。それは売上が幾らあったかということも把握してないわけですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 売上については報告を受けております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） だから売上は当初予定では10億円ぐらいのということで業者から、私はみんな町民は聞いておりますが、売上は幾らだったと聞かれたんですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

金額は聞いておりますが、目標額を大幅に下回ったということでございます。ちょっと金額についてはこの場ではちょっと申し上げられません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 大幅に下がったと言われて、金額は聞いていないということで、ああそうですか取れなくて、そら契約違反じゃないですか。あのですね、ちょっとしっかりしてくださいよ。あのですね、去年の12月議会でですね、金が入ってくると予測してですね、条例をつくったんですよ議会で、この金をですね、基金をつくったんですよ、玉東町地域環境整備基金条例をわざわざ53号で議案出してでけたんですよ。それ予定になって売上もはっきりと調べないで、聞かないで、大幅に下がったということで0円ですかじゃあ、そりゃあちょっとですね、もう町民納得をでけんですよ。それとですね、この12月議会で町長もですね、しっかりとと言われて、私はこの質疑にですね、12月の去年の質疑にですね、将来的に大丈夫ですかで私が言ったのに、町長が答えはですね、「サテライトが続く限り売上0.5%は町にいただく」としっかりと町長が言われ

たんですよ、去年の12月ですよ。そして、はあそうですか0円ですかて、それはちょっとですね、本当におかしな話ですよ。町長どうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

大城戸議員はそう思われるかもしれませんが、議会承認を得てこの契約もやっておるわけです。そして契約の中にはですね、売上に応じて双方の話し合っているとも盛り込まれております。話し合い、売上が増減する場合、赤字だったということで町としてはその何パーセントかどうしてもやれて言うならもらわれたかもしれませんが、各地域に分配するのを優先してくれと、赤字でもそのことだけは少しでも守ってくれんかということを書いて、町は売上に対しては免除すると、今後売上が伸びるように努力してくれと言い渡しております。

町にメリットがなかったんじゃないかということは当たらないと。あそこで雇用が発生しております。玉東町の何人かの人が雇用であそこに勤めておられます。その人たちの生活はかかっております。それから固定資産税はちゃんと入ってきておりますので、町にメリットがないとは言えない。そして当初ですね、青パトで町内巡回もやってくれておりました。そして見守り活動もやってくれておりましたし、町としてはメリットがあったと、そういう判断をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長が最初業者と協議して、町にゼロということを経験したので、区長会のほうも4分の1で仕方なく納得された。そういう気もしますよ。ただ常識的にですね、初年度から売上に対して各署でびしゃっとうとうである中で、売上の額も町は聞かないで、知らないで、はい、金はもらえませんが、それでちょっとですね、ほっだけん普通ですね、一般的に常識的に考えると、あのですね、もうあり得んことでもんね。だから普通ですね、もう町長はですね、業者と正式に普通に協議できない何か理由があるんじゃないですか、それしかちょっと思われんでもんね。

じゃあですね、次に町長が言われまして、メリットは雇用とか税金とか言われましたので、じゃあ私たちの業者からの説明ではですね、雇用もですね、26名最初雇用するてあったんですが、現在は従業員は何名か、あるいは玉東町に何名雇用しているか、税金で玉東町に年間どのくらい業者からの入ってくるか、そのへんをお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

今現在、サテライト玉東には16名の従業員の方がおられます。そのうち8名が玉東に在住の方です。16名のうち8名です。税金のことについては、ちょっと私のほうでは把握はしていません。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この1番と2番はつながっておりますので流れで聞きますが、売上、



客が少なかった、コロナの影響だとか言われましたが、サテライト玉東の経営環境ですが、私たちが最初から議員じゃなくて町民として聞いているんですから、最初のこの会社の陽かりの郷のという会社が、私たちが初めて公営ギャンブルに進出するということを、議会でも各地区でも私は聞いてきました、社長さんから。それでですね、この環境はですね、私たちが聞いたつが、株式会社陽かりの郷の、菊陽町、老人ホーム、デイサービス、ヘルパーステーション、保育園、運送業、畜産資材販売とか、こういう多角経営をされている、自慢話のごて社長が言われました。今回私たちは公営ギャンブルに進出するていう、こう今までそういう会社をしてきた中で拡張するという話をされた中で、それでですね、株式会社陽かりの郷のということで今、私が言いましたが、これは平成16年5月25日に設立されています。それと稲佐のサテライト玉東は、また新たに株式会社メビウスとして会社設立して、これがですね、令和元年9月2日にできる前に設立されとるわけですよ。陽かりの郷のから別に新たに会社をつくられとってということで、しかし、これは私たちに説明があったように、我々はこういう事業をしていますということで、株式会社関連企業ですよ、こういった関連企業に役員がですね、取締役5人、監査役1人、6名の役員がおられる。そういうことで役員報酬などはサテライトは減額されたんですかということと、関連企業の運営状況、決算、利益とかそのへんを調査して、町と町長は判断する必要があったんじゃないですかて伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

今回は玉東町のサテライト玉東ということで限定しておりまして、関連会社までそこまでの報告は受けておりません。ただそこまで報告を受ける必要があったのかどうかはちょっと分かりませんが、先ほども言われておりますが、目標額が最初設定してありまして、その目標額の今回は前年分ですが、全体の62%しか売上がなかったということで今回こういうふうになったのでございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 予定の62%ですよ、62%だったら300万ですかね、予定としては、大体予定は500万、10億円もこれは予定ですけどということで、売上は分かりませんので、売上は62%だったということで、当然300万は62%はもらうべき、これはもらうべき金ですよ。そのもらえない理由はいろんな理由が、もう運営ができない、あと3か月か半年しかもう運営ができないといういろんな状況だったらあれですけど、まだ通常運営もされておる、関連企業もいくつもある、そういう中で売上が62%あったにもかかわらず、はい0円、そうですか、それはちょっとおかしいはありませんか。まだいろいろ関連企業、同じ関連ですから頭は一緒ですから、そういうところまで踏み込んで調査する必要があるんじゃないですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

報告を受けた中で、売上が62%まで落ちたということです。その中で、当然経営も苦しいということで、当然サテライト玉東では、人員削減も行われております。今後その中でまたいろいろ

当然企業ですから、金融機関あたりにもお金を借られておりますが、そのへんもまだ待っていたという状況を聞いております。そんな経営の苦しい中で、やはり無理に我々がいただくものかなと思います。ただ、そこで今回は町のほうは御遠慮したという次第でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 経営環境であまり良くないということで、銀行からと言われましたか、当然ですよ、あのですね、少しもらったと言われても、9月から始まって初年度じゃないです、中途半端な9月から始まって、最初の10月から3か月とちょっと、150万ぐらいだったかな、そのくらいを町に入っただけで、本当は令和4年度が初年度、初年度が0円ですよ、65%売上のあったということで。だから普通常識的にどこの企業も個人でも、やはり協定書を覚書を決めたならば、やはりそれに添うように銀行からでも金を借ってでも普通はするんじゃないですか。それがはいそうですか、私は町長だけと思ったけど、総務課長も多分その中に、それは町の責任者ですから入っておられると思いますので、特に町長以上に役所の責任者は相手の企業の中まで食い込んで、やはりそこまでいかんと、今後もありますから、それがですね、地元の地区の4分の1の減額まできとっとですよ。町がですね、それをですね、62%もらっとならば地区もですね、4分の1にはならないですよ、どがんですか総務課長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

もう少し前向きに捉えていただけませんか。後ろ向きばかりやっとするけど、誘致した企業、玉東町は九州オルガン針、よその町は誘致した企業があります。その誘致した企業がですね、赤字になった場合はどういう対応をしておるかという、やっぱり減免、そういう措置をとっているわけです。最初約束したから売上があったらそれだけやれということじゃないんです。

例えば、菊水にきた松下電器、あれが当初はですね、税金から3億ぐらい入りよったんですよ。ところが、企業が衰退していく中では入らなくなったと、赤字のときは減免をしていかなければならない。このサテライトは誘致企業じゃないんですけど、売上が落ちた場合は、やっぱりそれなりに協力をしていかないかん。そして、あの辺メリットというのは、あの場所は利用されていない土地だった。そこを利用してくれた。そして固定資産税が入ると。周辺の田んぼなんかも借りて、その田んぼの持ち主なんかも米を作るよりも利益があった、そういうメリットもあっております。企業が来るということはですね、町が明るくなるんだから、そのところをね、やっぱり助けるときは助けてやらないかん。そういう考えで私はおりますから、大城戸議員とは全く違うと。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今、町長が企業、最初は誘致した企業は擁護せないかんと言われましたが、サテライトは誘致はしていないということで言われましたが、サテライトというとは公営ギャンブルですね、住民の人もほとんどの人が町に、地区に金が入ってこんならメリットじゃなくてそれはデメリットですよ。そういうことで住民の人も納得された人もおられますが、サテ

ライトをプラス思考で捉えなん捉えなんていつも町長は言われますが、町長はやっぱりいろんな大事なことじゃなくて、金が入るからということでも今までもずっと言われました。それが最初からその約束事が反故にされたということで、町長もこれは予測のなかったことだろうと私は思います。信用されたことで進めないかんということで進められたと思いますが、私は何回もここで、公営ギャンブルだから5年、10年先は取り決めごとは分からんよ、何回も言いました。1年目からそういうことが起きたということで、役所の責任者の人もしっかりしてもらわんと、その次もずっとこういうことは、私がするとはですね、一番最初からこの公営ギャンブル企業は、そういう目論見でしたかなあという思いもあつとですよ。今さら騙されたじゃなくて。だけんどすね、普通ならばですね、初年度からこういうことが起きないことが起きたということで、先ほど言いましたように、初めて借金をしてサテライト企業にしてうまくいかんだつて、それはきついでしょう。しかし、今までこういう企業はいくつか老人ホームとか保育園とかしてきて、私たちは健全だてずっと言われてきて、できたあとに1年目から0円という、62%売上のあつとるじゃないですか。

それですね、先ほど言いましたように町が、はいそうですかて0円でされたということですが、先ほどの契約書、協定書の中には、0円でいいとははっきりうとうてないじゃないですか。それですね、区長会のほうについては、一応私は区長さんから見せてもらって、第7条にそういう文言がうたつてあります。町のほうと区長会のほうは協定書が違うですから、同じ内容ですか、違うですかという確認したかつですよ。先ほども聞いたんですけど、覚書のことば、町の覚書を、契約書を表に出してもらわんと、総務課長と町長と向こうのメビウスの社長と協定書を決められている、それを明らかにしてもらわんと、内容が分からんならばまたいつでも中を変えられたら分からんじゃないですか。それは明らかにしていただけませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えます。

一つだけ教えておきます。議員は権限ないんです。議会は権限があります。ほってオープンにしろと言うのなら、議会で議決をしてオープンをお願いすると。1人の議員では権限はないと、それも会期中、いいですか、分かりましたか、そしたら公開を、議会の判断によって請求があれば公開をいたします。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 区長会のほうとはまた、今度は協定が町のほうは0.5%、区長会のほうは幾らとはっきり出て、協定、決めごとが違いますから、その組織も違いますから別ですけど、区長会のほうの協定書は私は見て分かっておりますが、町のほうの協定書を見せられないと、それは町長言われますが、それを見せてもらわんと、協定違反とか契約違反とか、そういうかかわることで、私たちは知らない中でのことですから、だから見せてほしいということと、それから議会にもかけないで、今後また町長がメビウスの社長と2人だけでこの協定書を変えられたら分からんじゃないですか。だから、これは町の公文書ですから、町の要するに条例を、この条例はですね、玉東町地域環境整備基金条例ということで基金を設けたわけですから、そこに

もう金が売上の0.5%入るようになって、そこからいろんな町の環境整備でいろんな福祉、教育とか使うように基金を設けたんですから、だから、協定書は公文書ですから明らかにしてほしいということと、それから、協定書どおりに守ってしっかりしてくださいよてちょっと言いたいのですよ。それでですね、町があっさりと500万を62%、300万をもらわないかん金を、あまり経営が思わしくないから払いません、そうですか、0円で議会でこの前言われまして、私はちょっと質疑をして、それではと今のような意見をちょっと言ったんですが、議会はその予算は0円で通過しました。しましたが私はその決算についてはノーを言いましたが、町のほうであっさりとそれを0円に認めたことで、区長会のほうもですね、4分の1に決定したそうですよ。それがですね、だから、また仕方なくだろうと思いますが、それは誰でん当たり前にもらうとば4分の1減ればですね、地区はですね、困ります。あのですね、玉東町のいくつかの地区がですね、この地区に配分については、どこ地区が幾ら、どこ地区が幾らというもう一覧表に書いて示してあるということで、区長さんは報告を受けて決定されていますので、各地区が予算に計上してあったらしいですよ。予算に計上をして、一つじゃないですよいくつかですよ、私が聞いた範囲内では、予算に今、令和5年ですから、令和4年度の地区の予算に計上してあったそうですよ。また5年度も予算に計上する予定だったそうですよ。それが4分の1に減額になったということで地区が困っている、困っているどころかですね、区費まで下げたというところもあるんですよ。しかしこれのはっきりして、多分4月、地区の総会では区費を下げたということで、今現在はまだ6月ですからそれを元に返したかて、それはまだ分かりませんが、そういうだから区費まで下げて、それが予定が入ってこんだって、なら地区はですね、また地区もですね、知らない人もおんなはるかもしれんですけど、やはり総会した人とか、あるいは地区の決算書を見ればですね、分かるんですよ。そういうことまで起きているのに、町のほうだけただ経営が思わしくないからということで、それはちょっと各地区、玉東町で混乱にならないですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、議会で決まったことはいくら個人が反対しても議会の決定事項を尊重しなければなりません。これは議員必携に書いてあります。議員必携をしっかりと読み直してください。自分が反対したから反対だというようなことは通りません。議会で決定したことは議会で決定事項が優先なんです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長はいつも今のように議会で決定したことはと言う、私もそれは分かっております。分かっておりますが、じゃあこの中の議員の意見を総意を聞くか、それとも住民の声を聞くかということは、首長としての町長としては一番大事なことじゃないですか、だから、私は議会で決まればもう決定事項で町長は言われますが、それは私はいけないと思います。それでですね、だから今回は4月の議会改革をせないかんということを私も思っておりましたが、やはり議会改革、議会でもう正当な町の運営をするように議員が一番しっかりせないかん、そのためには町民が新しい議員とか議会を動かさないかん、町民が、そこには、ほって議員だけ

が悪いんじゃないくて、町民の人が議員ば動かさん、それが基本にあるわけですよ。それですね、議会が通ったからとか、町長はよくいつもそう言われますが、まあ多数決でそういうふうに決定はされますが、ええとですね、それではもう時間もありますので、いくつかちょっと聞いていきますかね。

あのですね、この会社の紹介ということで、先ほど言いました関連企業を持っていますということもあり、それからですね、私たちサテライトはということで、会社の社長からも説明は受けて、町民も議会も受けていますが、あのですね、雇用をとということもだったんですが、まあサテライトのほうから玉東町でこういうことをしますということで、3点ぐらいちょっと抜いてから聞きますかね。サテライトからの融資で、防犯カメラや防犯灯は何台付きましたかということと、二つ目は、運営協議会は毎年開いて協議するとなっているが、開催されましたか。この運営協議会は行政と区長会長、PTA会長、玉名警察署、それと競輪場主催者ということで、年に1回の運営会議されましたかということ。それから小中学校に入学時に文具などのお祝いの品を贈呈するという、いくつかのずっと中で一応3点ほど、これは例えば4月が入学式だったので、小中学校にサテライトからそういう贈呈があったんですか、一応3点伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

まず防犯灯ですが、防犯灯につきましては、現在、サテライトからいただいた整備協力金では設置はしておりません。それから、運営協議会につきましては、これは区長さんたちとの協議会でございますので、ちょっと私のほうではまだはっきり把握はしておりません。それから学校への贈り物ですが、今回今年度分についてはちょっと私のほうも把握しておりませんので、あ、やってあるそうです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 学校にはお祝い品をやってあるということですね。防犯カメラはちょっと何台と言われましたか。防犯カメラについては、まだ設置ないということですか。

今そう言われましたように、まあメリット・デメリットを言えばですね、そういう今まで金と防犯カメラとか、そういうメリットとかずっと今まで言われてきましたが、やはり予測して期待をしていた町民、町も町長もですが、防犯灯もまだ1基も付いていない。それから区長会と話をされたと言われましたが、それはなんですか、この環境整備費の4分の1の減額について話し合いをされたその開催だろうと思いますが、実際取り決めごとが、PTA会長とか玉名警察とか、実際年に1回するようになってるんじゃないですか。町長も総務課長も業者が言ってこんならば、それは決め事ですからせないかんでしょう。できていないということですから開催が。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、民間企業がやっていることですから、行政がそこまでは感知しないと、運営協議会を開くのであればですね、業者が考えてやることですから、町が感知しているわけじゃありませんから、そこを勘違いしないでくださ

い。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） ということは、サテライト玉東からは玉東町に協力金とほかの決めごととも約束事も行われていないじゃないですか。ということはですね、じゃあ人が何人かですね、「協力金も払えんなら出ていってもらわなりたい」て、私はそういうことを何人か聞きました。実際本当ですよ、約束事をですね、文書でもぴしゃっとうとうとにそれを守らない、こっちから言えないで、だから私は町長に、何でもか言えない理由が町長は特別あるんじゃないですかで聞いたんですよ。多分町長は答えはされんと思いますけど、それでですね、最後の、あのですね、これは虚偽文書の告発についてということで、経済産業省から同意書の虚偽文書ですが、年度は前の年の10月に山口区が反対議決して、80%反対でそれで終わってしまったんですが、次の年の1月に山口区から同意書が出まして、そのあと町長が3月31日に町長の同意書を出しておられます。それで経産省に書類が送られた模様です。しかし、それでは内容的に通らなかったということで、10月に再度山口区から2回目の同意書が出ています。1回目1月は、山口は異議ありません。誰も知らないところで出ました。これは虚偽文書です。そして町長が3月31日に出して同意書を、それで経産省は受理できなかったということで、10月に再度山口区から同意書が出たのは、山口区で総会をして文書に取り付けて賛成しましたという、山口区は総会もあっていない、話も何もあっていないということで、だから虚偽文書で今、警察でこの今、捜査中ということですが、あのですね、町長は山口区の住民で、山口の事情が一番知っとられる中で、山口区が前の10月に反対している中で、1月に虚偽文書が出て、山口区は何も協議あっていない、山口は同意していないということを知っているにもかかわらず、町長が3月31日に同意書を出されたということは、それは辻褄が合わないじゃないですか。

町長に伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、一方的な発言ばかりされています。山口の総会は、あれは総会成立していない。文書がサテライトについて賛成か反対かを問うというような文書は配布されていない。そして反対の人たちをほぼ呼んで、そして最終的に多数決をとるというような状況だった。私はサテライトを呼んだときに、説明も聞かずに、最後まで説明を聞いてね、賛成か反対かと問うとらば認める。しかし、説明する途中にね、遮ってしまった。私の話も遮った、そういう中で多数決をとる理由から、私はもう退座したわけ、何人かは一緒に退場したわけ、そういう中で採決であるということですね、あれは総会じゃないと、サテライトについて多数決をとる総会ではなかったと、そう判断している。

稲佐区が最初は反対だったけど再度やったときに賛成が多数だったと、そこを踏まえて町としては同意書を書いたわけ、意見書を書いたわけ、それが事実です。以上。

○議長（松尾純久君） 時間が少なくなっておりますので、はい、3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今、町長言われましたように、山口区の総会についてはですね、山口区の規約に則って総会はあっております。そして、その中で委員総会ということで、サテライト

設置についての賛否を問う書面での住民投票を行いました。それを採決をした人は、前の区長さんが執り行われました。そして結果を報告をされました。今の採決を行いますという宣言をされて始まって、結果を前区長さんがはっきりと結果を報告して、山口区としては何対何ということで、反対する決定をいたしましたという報告をされておりますので、町長だけがそういう効力ないとか言われましたが、ちょっと大変なことですよ。それはですね、そういうことで、じゃあですね、そういう山口の事情をですね、町長が一番知っているので、山口が反対の状態の中で同意書が出るとということで、あのですね、ということは虚偽文書ということで受理して今、捜査中で、もうしばらくすると決定されますが、出るんですが、そういう町長は十分承知の中で、町長のこの同意書がですね、町長の同意書ですよ、町長は地域社会との調整は十分できていると判断し、本事業の実現は本町の大きな活性化になるものと期待する、で、同意するて、地域社会との調整は十分できていると判断し、これはおかしいじゃないですか。山口区が混乱して刑事告発までして、状態でまだ続いているという、そういう状況で、地域社会との調整はできていない、混乱しているんじゃないですか。その前に山口以上に稲佐の場合はですね、2回も総会をしてやり直して、稲佐地区はですね、これがもとで稲佐区は二分して、山口以上に混乱しているんですよ。稲佐区はですね、十何件稲佐区から、この混乱から避けたいために稲佐区から、住民から稲佐区におりながら、地区から抜けとらるつとですよ。回覧も来ない、もうかかわりたくない、そういう混乱を今、稲佐と山口、ほかのところはですね、そうでもなかったんですけど、ただこの協力金が入らないということで、やはり総会でも予算の中に協力金が入らないということで影響はするでしょうが。

だから、町長が同意をされたこの協定書、協定書じゃなくて同意書に出されたこの内容に書かれている、町長は町長としてのこの同意書を出す判断は間違っただけじゃないですか。というのは、先ほどからずっと言いましたように、予定どおりに町に協力金も入れない、地区は4分の1に下げる、いろんな決め事は守らない、そういう公営ギャンブルに町長が同意したのは、判断間違いじゃなかったのですかということを経験して終わります。それで終わります。町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

もう時間ありませんので短く答弁してください。

○町長（前田移津行君） 3番大城戸議員の質問にお答えします。

サテライトに同意したことは間違いじゃなかったと今でも思っております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは一般質問に入ります。

玉東町芸術・文化・歴史の推進、今回の玉東町議員選挙にて、私の公約の一つでもある芸術・文化・歴史の推進、①新庁舎建設に伴う芸術作品展示スペースを設け、新庁舎内に伴う芸術作品展示スペースを設け、新庁舎内に訪れた方々が、玉東町出身芸術家の作品をより多くの人々に見てもらふことで、芸術家作品を通し、玉東町が教養と文化にあふれたまちづくり推進をアピールされたらどうか、伺います。

②令和8年度が西南戦争150周年ということで、それに併せて町内歴史の再発見を推進されてはどうか。横平山公園から半高山から吉次峠線への県遊歩道整備等など、以上、伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問には、まず担当課長より説明をいただきます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

新庁舎の1階部分には、民間テナント受け入れスペースと併せ、交流スペースを設けることとしております。この交流スペースにおいて、議員が御提案されている玉東町出身の芸術家の作品を展示することは、町の誇りの発信にもつながると考えているところです。

玉東町は人口およそ5,200人、面積は県内で3番目に小さい自治体でありながら、著名な芸術家を多数排出している町であることは既に周知の事実であると思っております。この文化と歴史を継承、発展させるため、昨年5月、元熊本大学教授で、彫刻家である緒方信行先生を会長とし、玉東町文化協会が3年ぶりに再結成されました。そのあとの7月、文化協会主催のもと、ゆめ・ステーション・このはにおいて、熊日新聞主催のくまもと『描く力』で最高賞を受賞した井上あやさんと、池田祐子賞を受賞した植野綾さんの作品展示会、あや&あや展が開催されており、コロナ禍にありながらも100人を超える来場者を迎えております。

このような取り組みは、小さな玉東町から文化の風を吹かせる取り組みであり、町内外の皆様が玉東町の文化力を知っていただくきっかけになると考えております。よって、新庁舎の1階スペースにおいても町文化協会をはじめとする多様な主体と連携しながら、町出身の芸術家、絵が得意なウクライナ避難民姉妹、保育園児、小中学校の児童・生徒の作品の展示など、様々な取り組みに期待するところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

国内最後の内戦である西南戦争で、西郷軍が陣取った田原坂を中心とした横平山、半高山、吉次峠に対し、政府軍が木葉地区から総攻撃を行ったのが1877年の2月下旬から4月中旬にかけてとされておりますので、令和8年度末から9年度初めがちょうど150年目となります。

教育委員会では、西南の役に関する歴史講座を町史編纂事業を行っていた昭和の終わりから継続して行っておりまして、現在では年間6回を熊本市と共同で開催しております。また、西南戦争の遺跡を巡るフットパスコースを4か所設けまして、年8回のウォーキングイベントを開催し



ております。

史跡整備に関しますと、平成25年に史跡指定された西南戦争遺跡の整備基本計画を令和3年度に策定いたしまして、半高山、吉次峠を中心に整備を進めているところでございます。今年度は半高山の古くなった展望台の撤去と、頂上部分の盛り土、芝張り等を行います。また、この基本計画では、戦後150年を記念するソフト事業を計画、実施することとしておりますので、これに沿って進めてまいります。

最後に県の遊歩道についてですが、これは田原坂駅から横平山、西安寺八立山の新幹線トンネルの上を通り半高山へ続く、環境省が計画し、熊本県が開通させた九州自然歩道で、現在歩行するには整備が必要と思われる箇所と、行き先案内表示が必要と思われる箇所がそれぞれ数か所ありますので、所管する振興局林務課のほうへ、整備をお願いできないか問い合わせしているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、①のほうからまたお尋ねします。

①の質問は、町内の方からのお尋ねということで、この方は一昨年から本州より玉東町へ移住された元教師の方です。玉東町芸術歴史文化への関心度が高く、今、玉東町の小中学校生徒たちが、成績優秀者が多いということで、これからは町民の大人たちで教養と文化を学び、子どもたちへと教えられるよう推進を図られたらどうかというお尋ねがありました。

その中で今、企画課長が答弁で、交流スペースを造るということで、この交流スペースに町内の芸術家の展示スペースは設けることはできますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

新庁舎のですね、南西の角地といいますか、そのところにですね、約86平米ぐらいの交流スペースを設けることとしております。そこにですね、壁を使って掲示したりとかですね、あるいは壁にモニター、デジタルサイネージも設置しますので、そこにですね、画像としてですね、そういった作品をですね、掲示することが可能というふうに考えているところです。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 新庁舎内は今回2階、3階部分は窓の部分が多くて、壁が少ないと思うので、2階、3階のほうにはそういった展示スペース等はあるようですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

1階同様ですね、2階と3階にもですね、西南の角地のスペースについては、交流スペースが1階、2階、3階とエレベーターホールの前にそういった交流スペースも設けますので、掲示しようと思えばですね、可能かなというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私もですね、昨年あや&あやさんの展示会に見に行きまして、たくさん

のですね、絵を描かれたということで、家の中に有り余つとる絵があるそうなんですよ。そういった絵を新庁舎に展示してもらったら、大変作者の方もまた新しい絵をたくさん描かれるし、今、課長がおっしゃったように、1階部分、2階部分、3階部分、このスペースを生かしてこの町内作家の展示スペースを設けていただきたいと思っております。課長が考えとしては、1、2、3階に展示するスペースを設けるということですけど、町長の方はどのように思っていますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、課長が答えたことは私の意向の中で答えておりますから一緒です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、この①の件は、展示スペースを設けるということで、それで伝えて、住民の方には伝えてよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

展示するですね、展示ができるスペースはあるということで、その作品をですね、展示するにいたってはですね、今後検討させていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあまだこれから検討ということで、スペースはあるけど展示スペースは検討という。

（はい、そういう理解をお願いします。）

はい。そのように伝えておきます。

続きまして、②の質問の件ですけど、令和8年度が西南戦争から150周年、これにまつわる史跡群の数はどのくらいぐらいあるのでしょうか。分かる範囲で、もし分からなかったら後日でもいいですけど。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 申し訳ありませんが、数がどれだけというのはですね、ここでは把握しておりませんので、後日改めて御回答させていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではですね、再発見の推進の考えはどう受け取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 先ほど御説明しましたとおり、教育委員会でも現在でも西南の役に関しては各事業を行っております。また、150周年を記念するソフト事業を行うこととしておりまして、まだ現在では何の計画もしておりませんが、この計画書によりますと、来年、再来年あたりからですね、計画を進めていくということになりますので、これに従いまして計画を進めていこうと思っております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあこの150周年事業は、来年度、再来年度からの事業スタートになるわけですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） はい、令和5年度、今年度はまだ計画はしておりませんので、来年、再来年度あたりから始まると思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） その再発見の推進の考えということで、せっかく町内に歴史、会がありますよね、歴史の会、この方々たちに是非また新しい史跡の再発見の推進をお願いしたいと思います。

引き続き、九州自然歩道の件なんですけど、この件は昨年一般質問でお尋ねしたことです。環境省がハイカーズマップをネット上に出されていますけど、これを見てもう一目九州自然歩道が、動画と一緒に青線で道をずっとたどっていけばその場所に行けるハイカーズマップ、大変便利なマップでございます。これで私も県のほうにですね、お尋ねしたんですけど、九州自然歩道は維持管理を県が位置づけ、公道を除く農道も含む農道の管理者、地権者、町管理を玉東町から県へ相談することで、いわゆる九州自然歩道の整備についての制限はなく、補助金の関係で早めの相談が必要とされるとの答えでした。

これで整備計画を町のほうでなされているなら、県のほうにですね、いち早く相談を入れてもらわないと、補助金の予算組がありますということで、早めの相談を待っていますという答えでした。その辺で九州自然歩道の整備計画として、町のほうではどのような、先ほど遊歩道が通れない状態、こういった箇所もありますけど、その辺は計画としてはどのように思われていますか伺います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

この九州自然歩道なんですけど、先日、先週の7日の日ですかね、私が部下とともに歩きに行っ  
てまいりまして、完全に通れないというわけではないんですが、やはり西南の役の史跡を見たい  
ということで、例えば家族連れとか来て歩かれる場合には、困難な箇所が2か所ほどございま  
した。そこはこの九州自然歩道というのは、自然な環境を利用しながら、その風景を楽しみなが  
ら歩くということですので、特別にアスファルト舗装をすとか、そういう整備はしないものだ  
というふうに思っております。下草の草刈りであるとか、それから路肩がちょっと崩れていると  
ころがありますので、危険と判断されればそこは修理が必要なのかなと思っております。この  
ことを見に行ったその日に県の林務課の方にですね、御相談させていただきまして、一応今後私  
と一緒に現場を見に行きましょうということでお話をいただいているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私も質問の内容にですね、横平山から半高山、吉次峠、この路線が昔、

西南戦争の路線があったということで、那知山の尾根を通ったですね、今は那知山地区がみかん畑に変わってしまっていて、西南戦争のルートがなくなるとなるような状態で、農道に変わっているわけですよね。昔の里道であったり、西南戦争のときの通った道がもうなくなっている状態なんですよ。農道は通っていますからその農道をですね、活用して、横平山から吉次峠までの遊歩道ですね、その整備を町のほうで県の方に依頼かけたらどうかと思います。どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の質問にお答えいたします。

狩野議員が構想されている西南戦争にかかるこのルート、非常に大切なものと感じます。そういった意味の位置づけで、町のほうも県と協力して、西南戦争遺跡を活用できる整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは建設課長に再度伺いますけど、昨年もお尋ねしたとおり、この横平山公園、半高山、吉次峠、この路線のですね、遊歩道整備計画をですね、県のほうにいち早く要望をお願いしたいところなんです。せつかく年に6回の史跡群回りコースと年8回のウォーキングもなされていますので、是非ここは県の方に要請を早くですね、入れてもらって、この遊歩道整備をいち早く、令和8年度までに完成できるような格好でお願いしたいところですけど、どのように伺いますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

今、御質問の中でありました農道、林道、里道、こういった複数の道と伺いますか、関係する路線になりますので、建設課、産業振興課、関係部署としっかり連携しながら県のほうに要望をあげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） この路線は大変昔重要な路線であったそうで、横平山から吉次峠に向かう路線はですね、是非ともこの路線を整備してもらい、ウォーキングコース、史跡群コースに加えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の一般質問を終わります。

続きまして、7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） それでは一般質問を行います。

町道及び施設工事の施工について。町民への告知方法及び周辺居住者へのあいさつ、説明を交えてですね、交通規制、駐車、騒音等の説明などですね、それから工事業者への指導、工事車両等の駐車や隣接住民への対応、公有地、私有地の境界線の工事、私有地提供の場合費用負担はどうなるか。費用折半の場合、私有地所有者による工事業者の指定、見積りや施工ですね、はでき

るのか。

町への公有地としてのですね、土地売り渡しについて。町への売り渡した場合は、一般的には税金は払わないと聞くが、実際はどうか。売り渡し分の収入が増えて税金がかかったとの話も聞くが、所得税や国保税の関連性はどうか。土地の交渉時点での課税等の説明はなされているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問には、まず担当課長より答弁をさせます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 7番、林議員の質問にお答えいたします。

1点目の町民への告知方法については、町道等の工事を始めるにあたり、当該地区の区長へ、工事場所や工事業者の連絡を行い、地区の方へ周知していただくようお願いしております。また、施工においては私有地等に影響があり、個別に御相談を受ける場合は対応を行っております。なお、交通規制、業者車両等の駐車及び騒音につきましては、町と施工業者において、工事着手前に行う現場説明にて工事内容等を確認し、施行計画について協議した上で進めております。

2点目の工事業者への指導につきましては、先ほどの説明と同様に、工事着手前の現場説明の際に、工事現場と一緒に確認し、その工事現場についての施工方法や注意点、また近隣住民へのお知らせや看板設置等についても打ち合わせを行っております。

3点目の私有地提供の場合の費用負担についてということですが、町道拡幅工事等において、事業用地内の工事費用負担はございません。私有地を提供していただく場合は、必要用地を買収させていただき、工事着手の運びとなります。併せて、その用地内に立木や建物等が存する場合は、補償費をお支払いし、移設または撤去をいただいております。

したがって、工事費用の折半及び用地所有者による工事業者の指定ということは、原則ございません。ただし、農道及び農業施設の工事、災害復旧を含めての工事については、玉東町工事受益者負担金徴収条例に基づいて、工事費の2分の1を受益者より御負担いただきます。

続きまして、公有地取得についてお答えします。公共事業買収に係る税金等の説明につきましては、用地契約時に想定される税金などについて、概要の説明を行っております。その中で、道路事業など一定の条件において、所得税特別控除の対象により非課税となる場合があります。しかし、国民健康保険税や高齢者医療保険料及び介護保険料などは、条件によって前年度より上昇する場合があります。ただし、これらの増税する保険料等は、個人によりそれぞれ違いがあり、また、その年の収入などでも変わってきますので、用地契約時に詳細な税額など説明が厳しい状況にあります。

そのため、税金等の概要を説明しております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 告知方法、あいさつの件ですが、私の前の国道とかですね、裏手のJRの工事のときにはですね、文書を持って一軒一軒まわられるんですよ。それで町はどうなのかというお尋ねにしました。突然交通規制になったとかですね、知らない方もいらっしゃるのこの質問になったんですけど、例えばですね、町が行う道路整備は、およそ区や関係者の要望に応じてなされることが多いと思いますけど、区の例えばですね、もう真ん前をやるとかというときには、あいさつに、区の要望であなたの家の真ん前をやるんですよという感じの場合はですね、区長さんも連れて行かれて説明をなさったほうがいいのかなと思います。

それからですね、工事などは大体要望は順番待ちだと思うんですよ。ところが要望をした人はどちらかというともうすぐやってもらえるという、早合点する方もいらっしゃるという話を聞きます。あるときですね、何べんも何べんも言うばってん、いっちょん町はしてやらっさんという話の中に、そこに娘さんですね、旦那さんが帰ってきて、ちょっと荒っぽい強い口調で役場に言われたんですね。そしたらすぐやってもらえたと、そういうときに、区長さんも、「俺はもう顔んなかったばいた」というような話だったんですけどね、そういう例というのはもうめったにないことでしょうけれども、例えば要望したあとに若干暇んでいる場合なんかあると思うんですよ、いろいろ、そういうときに要望者への対応はどうかしているのかと思います。例えば、3か月待たすんのは当たり前、あるいは1か月過ぎたら必ず返事だけはやるようにしているとか、さらにまた3か月過ぎたらどうのとかですね、そういう対応はどうかしているかを聞きたいと思います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、区長を通じて区の改良場所等の要望をあげていただくことが原則としております。そういった中で、要望というのは各地区からすごい数の要望があがってきます。建設課としては、まず緊急性があるか、そういった場所を優先順位をつけて工事の計画を立てております。

そういった中で、御指摘の、なかなか工事に入れない場所についての要望者への対応ということですが、現在のところ、優先順位計画を立ててはおりますが、具体的にじゃあいつぐらいになりますとか、そういった回答をできている状態ではございません。非常に補助金等を活用しながら整備を行う場合もありますので、補助金の要求額になかなかこたえられない場面もございます。そういった中で、いつ工事ができるという具体的な時期は示されませんので、ある程度計画性を立てて、大枠の時期等を今後お知らせできるようにやっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 窓口のほうで要望があったのに、そちらの方からね、いついつごろになりますという回答は非常に数も多いということなので、逆に、例えば半年したらどうなのかという、確認だけは自由にさせていただいたほうがいいのかな、町民にはね。

それともう一つですね、途中経過を教えてもらう、もう一つ、だめならだめ、やっぱりこれは難しかですよ、どうしても2、3年のうちには難しいとかですね、あるいは、難しいけどおたくちでこれをなさればできるやもしれないという、そういう指導はどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、途中経過をお知らせすることは非常に大切かなというふうに思いますので、今後その経過の報告については、随時お知らせをしていきたいと考えております。

また、道路事情、改良事情によっては、地権者の方の御理解が必要な場面があります。進んで用地を提供されて、改良の推進にあたられる方、なかなか用地の提供が難しく交渉が難航する方もいらっしゃると思います。そういった状況を各地区で取りまとめていただいたうえで要望をいただければ、スムーズな工事着手に進んでいけるものではないかというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 私が議員になる前はですね、町民の要望というのを役場に相談することさえ知らなかったんですね。大体世界が狭かったから自分で解決していけばいいというような感じでしたけど、今回選挙で一軒一軒まわったらですね、その要望とか、どちらかという不満とかですね、非常に多かったんです。ならば、やはり玉東町に住んでいただくんだしたら、要望もあげやすい、あるいは不満を解決する、そういうような方法が議員の仕事かなあと改めて思ったんですけれども、さっき言ったようにですね、例えば、さっき地権者の件もありましたけれども、要望書にずらっと印鑑を何人ももらっていきますよね。そういうときにそういう指導をね、もっと詳しく、丁寧は丁寧でしょうけど、詳しく指導していただければ、非常に要望も出しやすいと思います。そのへんでお願いします。

それからですね、工事業者への指導ということで、工事現場近くの住民の方にとっては、少々迷惑されていると思います。車両や重機などの駐車による通行、あるいは騒音、振動、埃など我慢しておられると思います。ある方が業者に、工作中だったんでしょうけれども、話しかけたらですね、もう上から目線で言われとるそうです。それと、「そらあ知らんたい」というようなね、ちょっと無責任な発言もあったらしいし、そこの方はちょっと庭先を貸しておられて、御夫婦ともたばこを吸われないんですけれども、たばこもポイ捨てされていたとかですね、そういう苦情がちょっとあったので、やはり住民の方も工事をするので安全だったりですね、便利になってくれればという思いで、少々我慢はされておると思いますけれども、そのお客さんが言われるには、業者の方のね、丁寧な姿勢も必要ではないんでしょうかと、そういう対応に対して町の指導もほしいですねとこう言われましたけれども、そのへんはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

まず今、御指摘いただいた住民への不適切な対応については、発注者側としても非常に責任を感じると思います。まず工事発注にあたっては、公共工事の請負契約の内容、それから特記仕

様、土木共通仕様書というのがありまして、それを事前協議、それから現場説明の中で、工事施工するにあたっては、原則としてその内容を捉えております。工事車両の不適切な駐車とか近隣住民への不快な思いをさせること、そういったことが発生しているということは、非常に悲しい現状であります。そういった中で、町としては、工事を請け負った受注者に責務もありますので、監督員の口頭指導、それから、そういった指導の中で改善が図られない場合は、文書による改善指示、そういったところもしっかり検討していきたいというふうに思います。

町としてもですね、社会資本整備には優秀な町内の建設業者が必要と考えます。例えばこういう出水期に大雨、災害、こういった場合には町内の業者の協力がなければ、早急な復旧ができません。これからもそういった町内業者の育成、それから町民に寄り添った土木行政に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 分かりました。それではですね、次に移ります。

例えば、境界線と触れましたけれども、例えば崖というか法面、ちょっと長い法面、拡張と整備、単なる整備だけでは違うのでしょうかけれども、その崖をですね、全部石垣で、結果的には石垣全部上までやられている。でもあれは境界線は下んほうばんという話でですね、見に行ったんです。そして役場のある方に聞いたら、「ちょうどの裏面の真ん中へんてったい」、なら真ん中へんまで工事で止めるべきじゃないかとまた地元の方が言われたんですね。じゃあ上は自分で負担されたのかなあとあって、なんぎなしそこに見に行ったんですね。そしたら全部やってもらったと、町にですね。まあ言われることが、最近、ちょっとこれはかなり前ですけど、「なあん、俺は町長も議員も知っとっただけん」て、こう自慢げにね、言われたので、そういうことがあるのかなあ。ただ条件次第ではね、上までやって、形上やった場合にはですね、やっぱり区長さんなりに何で上まで町の負担でやったかとかですね、第三者を交えておったほうが誤解を招かないと思うんですけども、そのへんはどうなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） ただ今の御質問においては、ちょっと非常に疑問を抱くんですけども、まず工事にあたっては、測量によって境界をしっかりと測ります。そこを確認したうえで町有地の整備、改良を行います。私有地まで町管理の用地として工事をすることは原則ございませんので、我々はそういった理解をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ見た目の上までやっているのは必ず個人の負担もあるということですね。じゃあそれを誤解を招くようにね、何か所かやっぱりありますので、あそこは上まできれいにさしたてったいという話を聞きますので、だから、やっぱり区長さんなり、最後の検査されるときにあれしとっただけがいいんじゃないかなと思います。私も、あああそこはどうか上までやっておらすたいと思うところもあります。だから誤解を招かないようにね、対応されたほう



がいいと思います。

それでは今度は税金のほうに入ります。まず、県道沿いに歩道を造るからちょっと譲ってくれというような話で、そこは町のために40万円ぐらいもらったらしいんですけど、あくる年に国民健康保険税がポーッと上がったらしいんですね。

それと今度はまた、最近これはあんまり古い話じゃないんですけど、あるひとり住まいのお年寄りのおばちゃんというか、に、ある方が「おばちゃん、町に土地ば売らんな」て、「今度は私が退職記念にちっと高う買うてやるけん」というような話をされたそうです。町のためになるならば、よかたいということで、売ったのはいいが、これまた次の年はびっくりするほど税金が来たそうです。何のためにやったんだろうかて、町のためにやったのにとというような感じですよ。

それならば売買価格、土地の売買価格にですね、次年度同じ収入、一般の収入は同じ収入と仮定して、この土地を売ったならば、固定資産税がこのくらい高くなりますよという、そういう説明が必要じゃないかと私は思うんですけど、もう一度お願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

最初の答弁において、その年の収入などで変わってきますというような答弁をいたしました。まず、税の仕組みを少しちょっとお話させていただきます。公共事業によって売った土地代金の収入、所得税につきましては、土地収用法やその他の法律で認められている課税の特例が受けられます。

例えば、道路改良等に伴う用地の提供につきましては、譲渡所得から5,000万円まで差し引く特別控除があります。国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、譲渡所得税の優遇制度と同様の内容で、公共事業用地提供者については特別控除を受けることができます。ただし、保険料の内容で均等割部分、それから世帯割部分については特別控除がありませんので、保険料の軽減措置を受けられている方は、契約した年の翌年度の保険料が上がる場合があります。これが税の仕組みでございます。

ただし、我々はこういった税金ができるだけ影響しないように、用地買収については考えているところですが、どうしてもこういった今の内容で保険料に影響する部分もございます。そういった中で、用地を取得するにあたっては、地方税、年金等への影響についてということで、こういったチラシを元に事前に御説明はしているんですけども、なかなか具体的に伝わっていない部分もあるかというふうに思いますので、今後より数字を具体的に出して説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 所得税は上がらなくてもね、ほかの税に上がっていくようなことが往々にしてありますのでね、やっぱりその売買契約を交わす前に、税がこうやって上がるかもしれないじゃないけませんが、このくらいに上がってくるかもしれないぐらいはですね、やっぱり特に高

齡者の土地が多いはずですから、若い人の土地よりね、だからなおさら説明をきちんとすべきじゃないかと思います。

それからもう一つお尋ねしたいのは、例えば私たち議員報酬もらっています。汗水たらして稼いだ所得の税金よりも議員報酬なんかの税金が高かですもんねとこう聞いたことがあるんですけども、土地売買もそうなんですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 7番、林議員の御質問にお答えしたいんですけども、もう一回内容を教えていただいてもよろしいですか。すみません。

○議長（松尾純久君） もう一度質問を、再度、7番。

○7番（林 和廣君） あのね、例えばサラリーマンとか、事業で稼いだお金の税率とですね、例えば土地の売買したときの税率というのは違うのかと。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） お答えします。

普通の給料といいますか、給料と土地の収用などは分離譲渡所得といまして、税率が分けてから計算するようにされております。ですので、税率は分離所得、その土地の収用とかですね、そちら、収用はですね、5,000万円の特別控除がありますので、所得税はかかりませんが、個人売買ですね、そのときの税率は高い、となっております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ最後にですね、先ほどのおばちゃんの話ですね、高く買ってあげるけん売ったと、次の年に税金が高くなったから税務課に行ったそうですね。こがん高うなったけんで、「何ですか」と聞いたら、やはり土地を売ったからだったんですね。なら私はあの人に、「売ってくれて言うたあの人の家に行ってくる」てこう言ったらですね、税務課職員が、落ち着いてていうか分からんけど、私ば全員で止めなつたつばいたて、そがんこつ言うたっちゃしよんかたいて言われましたと言うからですね、そのね、売ってよかれと思ったことに対して、なら私は詐欺に遭うたごたるふうたいというようなね、そういう愚痴をつかざるを得ないような問題があります。

だから、やはり売ったからどうなるのかというのに、やはり買えばいいということでもないでしょうけど、やはり丁寧な詳しい説明のうえにですね、用地買収などをしていかれるようお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後は1時10分より再開します。

---

休憩 午後0時10分

再開 午後1時09分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 吉住です。2点ほど質問します。

町民の幸福度アップへの取り組みについて、町長に質問いたします。

先の4月23日投開票されました玉東町議会議員選挙で、私は、今後4年間に取り組む公約の一つに、町民の幸福度アップに取り組むことを掲げました。私が考える町民の幸福度アップというのは、町による財政を伴ったいろいろな支援もありますが、地域や町民の皆様の困りごと、悩みごとを解消してやることもあると思います。

そこで今回は二つのことを取り上げます。

1、子育て支援のさらなる充実を。

我が町は、県内でも子育て支援の総合点では上位だと思っています。しかし、各市町で取り組まれており、5月24日には和水平町で第2子以降の出生祝い金を大幅に引き上げたり、小学校から高校までの入学時の祝い金を新制するとの発表がありました。我が町として今後も町外から玉東町に移住してもらうには、現状で止まっているは追い付き追い越されかねません。町として今後のさらなる充実に向けた考えを聞きたいと思います。

2、高齢者の方たちの移動するための足の悩みについて。

高齢者の方たちや家族の悩みとして、運転免許証の返納があります。高齢者の自動車運転事故が増加しており、中には返納したいが、車がないと外出するのに足がなくなり、大変不便になるので悩まれている方もおられると思います。町でその点が解消できる方策を示せないものか伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

町ではいろんな政策の中で、子育て支援、高齢者福祉政策とやってまいりました。その中で、和水平町が第2子以降の出生祝い金を大幅にアップしてきましたけど、町として今後どうするかをですね、また担当課長に答弁させますけど、今現在、庁舎建設をやっています。そして、それと並行して駅にエレベーターこれを工事予定であります。6月から工事に入ると申しておりましたから、準備をやっているんじゃないかなと思いますけど、そういう諸々の政策の中でですね、財源的にどうなるかとか、それからですね、吉住議員が3月議会で質問されました買い物券、この物価高騰による買い物券対策ですね、このことも含めてですね、やっぱり総合判断をしていかなければならない、そう思っております。そしてまた将来的にはですね、今後道路の整備、揚地区の四つ角から入る道路の整備、これも急がねばならないというふう考えております。県道整備、土生野までの交差点改良があります。それから駅に向かってと山北口の踏切に向かっての県道整備もあります。そしてやがてはですね、山北小学校の建て替え問題も出てまいります。そういうことも考えてですね、これから先やっていかなければならないと思っておりますので、総合的に判断をしていきたいと思っております。まずは課長に答弁をさせます。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

まず当町の子育て支援の独自事業を御説明させていただきたいと思います。出生祝い金につきましては5万円、小学校入学祝い金1万円の図書券、中学校卒業時にお祝い金1万円と2,000円分を入金したICカード乗車券をそれぞれ交付しております。また、産婦検診、健康診査、新生児聴覚検査、インフルエンザ予防接種等の助成や紙おむつ用ごみ袋を支給しております。さらにコロナ感染症対応としまして、保育園等の副食費や小中学校の給食費の無償化を実施するとともに、放課後子ども教室や学習支援事業の実施、英語外部検定試験料に対する補助等を行っております。

以上のように玉東町では、子育て世代の生活や学習環境に寄り添った支援を行っているところでございます。このような中、議員御質問のさらなる充実に向けた取り組みについては、先ほど町長からも申し上げましたとおり、町の工事等の兼ね合いもあり、国や県の子育て支援と歩調を併せながら、さらに近隣市町の子育て支援を見極めながら、財源の確保を図りつつ検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 吉住議員の御質問にお答えします。

まず、今年4月に子ども真ん中社会の実現、常に子どもの視点に立った子ども施策、子どもが等しく個人として成長できるよう、子どもと家庭の福祉の増進、保健の向上等を目指し、こども家庭庁が新設されました。これに伴い市町村に対し、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化のため、現在の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能は維持したうえで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的な機能を有する子ども家庭センターの設置と、常に寄り添った伴奏型の支援を自治体に求めています。この流れの中、当町においても子ども家庭センターの設置に向け、一体的な相談体制の強化と連携に努めるよう準備を行っております。

助成事業におきましては、先ほど説明があったとおり、各種検診や接種、不妊治療や保育園等の副食費にかかわる事業の継続的に行っております。そのうえで、さらに特定妊婦への支援や虐待リスクの早期発見等への対応、出産や子育てに対する不安を解消するため、訪問や相談事業に力を入れ、安心して子育てできる環境づくり、一人一人に寄り添った支援の強化を目指し、体制づくりの強化に努め、玉東町で子育てができて良かったと言ってもらえるような支援策の強化に努めているところでございます。

以上です。

こっちですか、すみません。

（②だろ。）

②です、すみません。すみません、②番の質問に、9番の吉住議員の御質問にお答えします。まず当町の外出支援事業について御説明させていただきます。

玉東町ふれあいの丘循環バスにつきましては、平成12年度より運行を開始し、平成26年度に

フリー乗降を取り入れ、さらに平成31年度から2台体制で運行しております。運行ルートの見直しや県北病院シャトルバスの運行、早朝便の開始など状況に併せて見直しを行ってきました。令和4年度中の乗客数は8,125人となっており、町民に対する足として定着してきたものと考えています。

そのほかに介護保険の中で、玉東町地域支え合い活動創出モデル事業として、地区サロンへの補助事業を実施しています。この補助事業は、地区サロン活動の中で、外出支援活動や買い物支援活動、見守り事業等へ行うサロンへ、年間5万円を上限とし補助金を交付する事業となります。令和4年度には四つの地区サロンで活用されており、うち三つの地区サロンが外出支援活動を実施されています。タクシーのチャーターや福祉タクシーを利用し、地区サロン開催の場までの足として利用していただいている実績があります。

以上のような町の事業を実施していますが、今後の新たな外出支援の検討において、利用に対する料金の判断、町直営または民間委託での事業実施の方法により、道路運送法上の取り扱いや交通事業者等の協議内容が変わってきます。今後も高齢化率が高まっていく中、高齢者に対する外出支援の課題やニーズの高まりは続いていくかと思っておりますので、費用対効果による検討と、交通事業者等と民間事業者との協議を行いながら検討していきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 教育委員会はない、子育て支援について教育委員会のほうからはない。

それではまず1番の子育て支援のさらなる充実をというほうからいきます。

何をやるにしても財源ということになりますけれども、今、国の岸田総理が、異次元の少子化対策ということで打ち出しております。しかし、肝心のその財源の裏付けがないために、なかなか何をやるという具体的な支援策が表に出てきません。そういうことは、我が町にとってもやっぱり何をやるにしても財源が裏付けがなくてはできないことというのは十分わかります。

しかし、総合点では県の中で上位の子育て支援にあるものの、それ以外の市町村について、それぞれ特色を持った子育て支援策を打ち出してこられますと、やっぱり町民のそういう子育て世帯の方たちの中から、町もそういうところをもっと支援の増額あたりはできないかという声も出てきます。

そういうことで、今、私がそういう子育て世代の人たちに聞いているのが、まず国から、昨年からでしたかね、妊娠すると5万、それから出産して5万という形で国から出て、そして町からも出生祝いということで5万ということで、妊娠、出産に関して約15万受け取っておられると思いますけれども、それからあと国としては、その出産費用について増額はされましたけど、これについてはもう増額の分がまたその出産費用も上がるということで、ほとんど出産する側にとってメリットはないわけですね。

そこで第1子目、第2子目あたり出産される世帯というのは、若い世帯が多いわけですから、どうしても経済的にはまだ十分な余裕のある世帯ではないと思います。それで少しでもですね、そういう経済的な支援という形で願われているのが、出生祝い金の増額、それから、あと共稼ぎ

されている場合は、保育園に保育できますから、しかし3歳児以上は大体今、無料で預けられるようになってきていますけど、3歳児未満が所得に応じた保育料を払わなきゃいけない。それと若い世代にとってその3歳児までの保育料というのは、結構なやっぱり負担になってきているわけですね。だから、ここの保育料、3歳児未満の保育料について、やっぱり若い世代の人たちは、町から支援してもらえんだろうかという声もあります。それから、あと小学入学、それから中学の入学とか、そういう節目の支援も1万円当たりで町としてやってくれていますけれども、そういうところこの前、和水町が打ち出した面からいけば、もう相当負けているところがありまして、そのへんの充実ももう少し町として頑張ってくれないかなあというところもありますので、そういう節目節目のお祝い金あたりの増額もという声もありますので、今、私が言ったところのことに対する支援についてはどんなでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 議員の御質問にお答えいたします。

節目節目の支援につきましては、3歳未満の保育料につきましては、今のところ保育料は発生しておりますが、副食費あたりの無償化を行っておりますので、そちらが月大体5,000円ぐらいの補助があっているかと思っておりますので、そちらでの経常的な負担感が、ちょっと減額されて負担感がなくなっているのかなあというところは感じております。また幼稚園に町外に行かれる方も同じで、副食費については補助が出ておりますので、そちらも負担感がちょっと和らいでいるのかなあという感じはしております。

また、節目の小学校入学とか中学校卒業時あたりは、玉東町が最初の事業展開をしておりますので、そちらあたりを近隣の町のほうがあとで真似してというか、支援のほうを取り入れたというところになっておりますので、今後そういった形での増額あたりは、節目あたりの増額あたりにつきましては、今後また財政とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町の財政でね、令和4年度まである程度余裕を持った運営ができていたというのも、一つはふるさと納税をしっかりとやってくれたおかげで、町としての自主財源が増えているところもありますので、令和5年度はまだ始まってまもないですから、このへん、令和5年度の真ん中まであたりいったら、ふるさと納税の納税額がどのへんというのが見えてくるでしょうから、そのへんが見えてきたらですね、今年度後半、それから来年度に向けてどういうふうにするかというのをまた考えてほしいと思います。

それからですね、こういう子育てに関して国もまだそのはっきりいろいろな結論を出さない、それから県もまた非常に失望しているのが、それぞれの子育て支援はほとんど市町村まかせで、県からの補助というのはあんまりはないと、保育料の一部は確か県からもしているとは思いますが、そういう中でね、5月の23日に県の主催で、市町村や経済団体のトップを対象とした方たちに対してセミナーを、子育て関連のセミナーをやっていますね。この名前が「こどもまんなか熊本」キックオフセミナーという題で、この中で、岡山県の奈義町ですか、ここは非常に独

自の取り組みで、出生率が高いんですね。そういう奈義町のほうからの実例を講演してもらって、県のそういうトップの人たちに紹介しているわけですがけれども、我が町からはこのセミナーにどなたか出席されましたかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 吉住議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるセミナーというのはですね、こども家庭庁の新設に伴い、熊本県の子ども子育ての施策の充実を図り、地方創生、少子化対策の取り組みを加速化していく契機となるようにということで、こども家庭庁の小宮官房長官の講演を迎えましてですね、行われたセミナーでございましたが、この中で、議員おっしゃるように、岡山県の奈義町の奥町長がですね、基調講演をなさったということでございます。

この内容につきましてですがけれども、この岡山県の奈義町というのは、先ほど議員おっしゃったように、出生率がですね、令和元年度に2.9を超えたということで、全国的にも有名になってましてですね、全国の市町村が研修に今、伺っている、たくさん伺っているというところでございます。これは岡山県の中国山地付近の県境にあります人口約5,700人の、人口規模ですと玉東町と同じくらいの規模の町でございます。ここでの子育ての取り組みを御紹介いただいたんですけども、その内容がですね、例えば、保育料が国の基準の半分を補助していますよ、あるいは給食費を町が半分負担していますよ、高校生までの医療費が無償ですよ、子どものインフルエンザなどの予防接種を助成していますよということで、特に出生祝い金については、第2子、第3子、段階的に高く給付している市町村もありますが、子どもの命は皆平等だという観点から、同額を費やますというようなことで、この奈義町をよく知る熊本県の副知事もおっしゃっていたんですけども、奈義町が特別珍しい取り組みを行っているわけではございませんよということでした。同じような施策を大なり小なり、金額、例えばこっちを高めにしてこっちを安めにするとか、そういうばらつきはあるものの、全国どの市町村もやってらっしゃることと同じようなことをやってらっしゃいますよというお話されました。

ですが、その中で1点、私を感じましたことは、少子化対策は最大の高齢者福祉、これは10年くらい前からですね、国や県が提唱していることなんですけれども、この奈義町では、少子化対策は子育て世代だけの問題ではなく、この課題を住民一緒になって考えましょうということで、住民全体でワークショップなどを行って、若者から高齢者までが一緒になってですね、グループ協議などをしながら子育てについてを協議、議論しているということでした。この取り組みは全国でもひよっとすると珍しい取り組みかなあ、玉東町では少なからずそういった大々的なことまでは行われていないのかなというふうなことは感じました。

それとですね、子育てにはちょっと外れるんですけども、もう一点おもしろい取り組みがございまして、マイナンバーカードがございまして、これを奈義町独自のマイナンバーカードを作っていたらっしゃいました。そして、その奈義町独自のマイナンバーカードに国のマイナンバーカードも取り入れる。ですので、奈義町のマイナンバーカードは、全国的なマイナンバーカードとしても利用できる。そして、それには現金のチャージ、あるいはポイントもそこに貯めることが

できまして、例えば、町から給付金とか支給する場合も、そのマイナンバーカードに給付する。そしてそのマイナンバーカードで町内の業者さんで買い物、取り引きができる。また、ポイントもそのカードに付与できることから、そのポイントもマイナンバーカードで、奈義町独自のマイナンバーカードでポイントも利用できる。そして、そのマイナンバーカードはスマートフォン連動していて、カードを持っていなくてもスマートフォンでいろんな決済などができるというような取り組みが行われていました。このマイナンバーカードというのは、今、医療保険等で登録の誤りとか、ややもすると不要なもの、要らないものというような考え方も中にはあるかと思いますが、それを便利なものに変えていこう、逆手にとろうという考え。

それから、電子マネーとかスマホとか、特に高齢者等使えない人はどうするんだといった議論を耳にすることがありますが、便利なサービスを使える人から使っていきましょうというような肝要な考え方、このようなものがこの子育ての後押しをしているのではないかというふうに思いました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今、清田事務局長のほうから、県が行ったセミナーについての報告がありましたけれども、その県の方から、奈義町は特別なことをやっているわけじゃないという認識が、ちょっと私はおかしいと思いますよね。県内でも奈義町がやっておられるようなことを相当数やられているかということ、恐らく半分もないんじゃないですか。だから、そういう県内の市町村でも、どういうそういう子育て支援ができないのかということをもっと県はですね、深堀りをして、できないところには県が支援をしっかりとやっていくというのは、それぐらいの熱意を県自体もやってくれんといかんと私は考えております。

しかし、なかなかそこを言っても県にはまだ望めないというところもありますので、今、清田事務局長が言われたようなマイナンバー、奈義町独自のマイナンバーカードあたり、本当にこれはまた独自に展開しているわけですから、玉東町でもね、そういう子育て支援につながる施策を、やっぱり独自のやつを考えていかなければいけないんじゃないかなということもありますけれども、まずは、とにかく今年度半ばぐらいまでふるさと納税あたりの状況で、前年並みかそれ以上に納税があってきたら、実際に子育て支援や町内買い物券、そのへんの支援につながるんじゃないかと期待しますので、そのへんまでちょっと待ちたいと思いますけれども、今はそういう子育て世代からの要望は、こういうのがありますということは、行政の皆さん方も頭に置いていただきたいと思います。

それでは、2番の高齢者の方たちが、高齢のために免許証を返納をするということですがけれども、本当に毎週毎週日本全国ですけれども、高齢者のブレーキとアクセルを間違えて事故が起こったというようなことが報道されております。本当に自分だけが事故で被害者ということなら、自分がやったことだからですみませんが、他人を巻き込んである事故もあるわけですね。そういうことで家族の皆さん方も何とか親の免許証を返納させたいというようなところについては、返納を早くしてもらうためにも、足に代わる町独自の施策をですね、何とか考えてほしいと思いま



すけれども、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 吉住議員の御質問にお答えします。

現在ですね、町として新たな外出支援ですね、こちらのほうについてはですね、現在のところはまだ考えていないような状況でございます。循環バスですね、こちらのほうにつきましては、フリー乗降になっていますので、ルート内であればですね、どこでも乗り降りすることができます。通常ですね、路線バスはですね、バス停まで行かないとですね、乗り降りができませんので、よほど近くにですね、バス停がなければですね、そういった方についてもかなり歩く必要があるかと思えます。

そういうふうにと考えるとですね、各地区の主要道路であります、ある程度ですね、そちらを網羅して走っております循環バスのほうですね、こちらのほうにつきましては、都市部のですね、路線バスと比較しても非常に便利なものではないかと思っております。これをですね、町としましては無料で利用できるというふうなことににつきましては、町民の方にとってはですね、やはり非常に有用なものだと考えております。これをですね、さらにちょっと使ってみてですね、利用していただいてですね、こちらの利用についても一度御検討いただきたいというふうに思っております。

しかしながらですね、今後の状況等につきましてはですね、運輸局や県、そして交通事業者、タクシー、バス等がございますので、そういったところを含めたですね、地域公共交通会議の中でですね、運行体制については話し合いを行っていく必要があるものと思われまます。現段階ではですね、町内にはですね、バス、タクシーの民間交通事業者が運行を行われていますので、巡回バスをですね、利用されない方、できない方についてはですね、こちらの利用のほうをですね、お願いしていただきたいと考えております。

今後ですね、このような事業者の方がですね、運行体制を変更されていく、そういった際にはですね、地域公共交通会議の中でですね、新たな運行体制について検討を行っていく必要があるかと考えております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 本当に玉東町が循環バスを運行されているのは、高齢者の方たちにとっては助かっていると思います。このことについても県内でも玉東町はトップクラスでサービスを行っているものと思います。しかし、現在免許証を返納したいと思っているけども返納できないという方は、この循環バスを利用するにあたって、循環しにくいところに家があるから返納がなかなか進まないという方もおられるわけですね。だから、今、循環バスが廻っている道路のすぐ近くの方であればですね、決められたバス停じゃなくても運行途中で手を上げられれば、なんか循環バスも止まってくれるというような話も聞きましたけれども、だから、そういうことができない方たちにとっての、そういう循環バスの通行道路までがちょっと距離があつてなかなか免許の返納が進まない、そういう方たちをピックアップするために、一つの手立てとしては、地

区サロンあたりでそのへん、返納したいけれども返納できない人がいるのかどうか。それから地区サロンには来ていないけれども、やっぱり高齢者の方で、そういう返納をしたいけれども足がないためできない、そのへんの調査というのはできませんかね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 吉住議員の質問にお答えします。

3年前にですね、ニーズ調査、介護保険のニーズ調査等を行った際ですね、そういった質問についてはですね、確認しております。やはりですね、循環バスですね、欠点としましては、やはりバスの乗り場まで行けないとかですね、あとはちょっと時間がかかるから、自分はやっぱりトイレの心配等があるですね、乗れないとか、そういった声はですね、確かに承っております。

そういうふうな部分につきましてはですね、先ほどお話があったとおりですね、再度新たな調査等を行いながらですね、確認を行ってですね、そういうニーズについてはですね、やはり把握していく必要があるかと思っておりますので、そちらの方はですね、何かの際に対応させていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 清田課長の前向きに捉えてくれていると感じました。玉東町民のね、高齢者の方から、そういう返納したいけれども足がなかったから運転せざるを得なかったという方が事故を起こすことがないように、とにかくできるだけ早くその取り組みを進めてほしいと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） これで9番、吉住貞夫の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時44分

再開 午後1時54分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、坂本です。よろしくお願いします。

2点ほど質問いたします。

1点目、公園遊具の安全点検等について。子育て支援のシンボルであるふれあい広場は、休日など多くの子どもたちに利用され、そして保護者の交流の場となっています。安心して遊んでもらえるように、安全点検の実施状況等について伺う。具体的には、法的な点検や町の基準について。

それと、ふれあい広場の男女のトイレの天井がつながっていて、犯罪が起こるリスクがあると

思うが、改修等の予定はあるのか。

夏の異常な暑さが毎年指摘されていますが、熱中症対策として、直射日光を避ける新たな日影スペースの確保の予定はあるのか、これが1点目ですね。

2点目、町民への生活支援について。世界情勢の変化により物価上昇は続いています。給料や年金受給額は変わらない中、食料品やガソリン等の金額が上がり、生活が苦しいという声を耳にします。町はこれまで町内に町内お買い物券を適時に発行され、生活支援をされていましたが、今後新たに発行される考えはありますか、町長に伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

1点目については担当課長よりまず答弁させますけど、2点目については、先ほどの吉住議員の質問の中で答えておりましたから私が答えますけど、3月議会で吉住議員が、買い物券というのは質問されております。先ほど言いましたように、今、検討中でありまして。財源の問題、それから今、玉東町が計画している事業、こういうのを諸々のですね、勘案しながら判断をしていきたいと。

2番については以上でございます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の、法的な点検や町の基準についてですが、地方自治体が設置した公園の遊具については、都市公園法施行令規則第3条の2で、1年に1回の頻度で点検を行うことを基本とすることとあります。このことから町としては特に基準を設けてはおりませんが、国が平成27年4月に策定した公園施設の安全点検に関する指針案に基づき、専門技術者による点検を2年に1回実施していますが、使用頻度の高いふれあい広場については毎年行っています。このほか、1から2か月に1回の担当者により夜巡視を行っており、併せて、1か月に1回清掃を委託している事業者に、異常があった場合の報告を求めています。

次に、ふれあい広場の男女のトイレの天井については、議員御指摘のとおり、犯罪の起こるリスクはあると思いますが、現在のところ改修の予定はありませんので、今後状況を見ていきたいと考えております。

最後に、熱中症対策としての新たな日影スペースの確保についてですが、令和3年度に幅広の休憩スペースを設置したところであり、現在のところ新たな日影スペースの確保の予定はありません。また、平成29年ごろに植栽した桜の木が枝を広げてきており、緑陰が確保できると考えていますが、今後の状況を見て要望があれば設置を検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 専門家が2年に1回、そして町のほうでも年に1回ですかね、きちんとやられているということで安心しました。また今年度もなんかこの間予算の勉強会の中でです

ね、予算を組んでありましたので、町民の方もですね、安心して遊べるというふうに思います。

やはり、あれだけの子どもたちがですね、遊具で遊ぶと、非常に危険でありますので、やはり利用されているところをですね、業者の方、そして職員の方あたりも見てですね、やはり安全等にですね、問題はないか、そのへんを確認をですね、是非やってもらいたいと思います。

それと、どこかにですね、この公園は安全点検はきちんとやっておりますというようなですね、立て看板、そういうのもですね、私は非常に良いというふうに思います。やはり住民の方も利用者の方もですね、安全点検されよつとですかねというふうにですね、私たちに聞かれるときがあるんですよ。だから、やはりきちんとしたですね、安全点検はやりよりますというような看板等ですかね、そういうものを設ければですね、より一層ですね、遊具で遊ぶ人たちのですね、安心感というのがありますので、是非そのへんはよろしくお願いします。

それとですね、今は非常に暑いですので、日影スペースがちょっと少ないという声を聞きます。よその遊具施設というか、公園なんかでもですね、周りにずっとこうベンチの上に日影スペースを作っとく、これはなぜ作るかて聞いたところが、やはり子どもたちをですね、監視という言い方はいけません、見て安全を確認できるというようなメリットがあるそうです。やはり遠いところから子どもたちをですね、見るよりも、全体をですね、そういう日影スペースである程度分散して作ることによって、子どもたちが安心して遊んどることをですね、プール監視じゃありません、見られると、暑さ対策とそういう安全対策、これを町民の方が言われました。是非ですね、今後そういうこともですね、頭の中に入れて、是非よろしくお願いします。そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今、議員から御指摘のあったとおり、ちょっと今後検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 安全点検の看板なんかはですね、安くできると思いますので、是非前向きによろしくお願いします。

それと一番問題点のトイレの上のほうですね、今はですね、小型のカメラとか非常にあるので、やはりこれはですね、男はよかばってんが、女性の方が非常に気にされております。是非ですね、ここは前向きにですね、改修をですね、大工さんたちにでも頼んでですね、目隠しを是非お願いしたいと思いますが、やはりこういう声があるということでそのまま放置しとったらですね、もしも犯罪のあったらどうされますかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 御指摘のとおり、犯罪が起こる可能性はゼロとは言えません。私もこの御質問があったときにですね、トイレを見に行きました。今までは全然気にはしていなかったんですが、そのトイレの造りも結構飛んでるといいますか、モダンといいますが、それがあったものですから、結局天井が三角で非常に高いと、それでトイレの壁がほかのところに比べると

低く感じるような感じでした。やっぱり、今後ちょっと様子を見させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今、よくニュースでですね、小型のカメラを付けて、やはり女性のトイレなんかを盗撮するというようなニュースもありますので、民間のですね、民間のトイレだったらよかかんしれんばってんが、やっぱり町がしとるトイレのですね、上のほうがあれば空いとっと、まあ大工さんにしてもらえばですね、そんな私は高額な予算は要らないと思いますので、是非ですね、やはりもしも監視カメラとかいろんなやつを盗撮目的で付けたときはですね、その人も犯罪者になりますので、犯罪の抑止というか、そこらあたりの観点からもですね、よかったら前向きな態度をいただきたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

駅前トイレだけじゃなくて、ふれあいの丘のトイレもですね、覗けば覗かれるんです。あのふれあいの丘のトイレはですね、モダン的な造りをやっていますけど、今までそういうことはあっていません。今からそれがないとは限りませんが、いろんなことを考えるとですね、そういう覗きがあった場合は、声をバーンと出せば一面に聞こえるわけですね、そういうことも考えればですね、あれにしゃんむり壁ばしたほうがいいのかどうか、これはですね、したほうがいいのかということはないんじゃないかなと、空気も変わっていくし、声出したときに全体に聞こえますから、犯罪抑止には十分になっていくんじゃないかなと、それは覗きもしようと思うならですね、そういう趣味のあるやつはですね、どんなにしとったってするわけですね。そらもう女子トイレに入って中のほうにカメラを付けたりするわけですから、そこまでですね、公共の施設だからというてですね、いちいち心配しとったらキリがないと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 心配しよったらキリがないというふうな答弁だったんですが、やはり、盗撮する人たちは離れたところからしますので、人間がこうやって覗いて見る人はですね、多分いないと思いますので、夜中に来てですね、そういうカメラを付けたり、そういうことがあると思いますので、是非ですね、町長、そういうような言い方をせんでですね、壁をするぐらいはですね、簡単にできると思います。特に男子トイレのほうもですね、便器の横の壁もですね、大分古くなっておりますので、ああいうのをですね、改修されるときに、よかったらですね、上のほうも改修されてはいかがですか。

総務課長も現地を見られたということですので、あそこの床ですね、床もデコボコして非常に掃除あたりもしにつかというふうに思いますので、そこあたりは男子トイレの横のほうもう黄色く腐れよっでしょう、あのへんは確認されたですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） はい、しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 腐れは確認しましたか。

（腐れまではちょっと。）

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） そういうことですね、町長はですね、ちゃんと確認されておりますので、今後ですね、そういうところも改修されるときには、是非一緒にですね、私は町長だったらですね、多分してくれるというふうに確信しております。

この件については、よかったら前向きにですね、是非お願いいたします。

それと買い物券ですか、先ほど吉住議員のときも言われましたが、町のいろんなですね、施策で金は非常に要するというふうに思いますが、町民の生活も大変厳しくなっております。町長、今の物価上昇についてですね、認識はございますかね。町長もですね、奥さんが買い物等に行かれますと思いますが、町長もコンビニやいろんなスーパーあたりで買い物をされることもあると思いますが、今の物価の上昇ですね、このへんの認識についてはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

物価高騰についてはちゃんと認識をしております。政府もですね、物価高を計画的に助長してきたわけですけど、生活面においてはですね、物価高騰をやりながら給料も上げると言いながら給料は上がらんわけですよ。そこのところがちょっとずれておるわけですけど、それで今までですね、トータル4万5,000円の住民には買い物券サービスをやってきたわけです。そういうことは分かっておりますけど、この場に及んではですね、吉住議員のときにも答えましたように、状況判断、それから経済対策、政府が打ち出す経済対策、このことを見ながら、しっかり判断をしていかなければ、財政的に逼迫してきたらこれはもともこもないということでもありますから、十分そこのところを検討していきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長も物価上昇についてはですね、認識されているということですが、やはり、今本当に特に高齢者の国民年金あたりで生活される方がですね、本当に苦しい状況に置かれております。是非ともですね、やっぱりそういうことをですね、頭の中に入れてですね、是非、もしも余裕がつかならばですね、是非お願いしたいと思えます。

支援といえばですね、ウクライナの支援ですね、このあいだも町長も熊日新聞あたりにもですね、ウクライナ支援が載っておりましたが、ウクライナ支援あたりをですね、ずっと続けていくためにも、やはり町民の支援というともですね、併せて必要であります。町民をきちんと支援しよればですね、やっぱりウクライナの人たちもですね、やっぱりきちんと支援するという、そういう町民のですね、雰囲気が出てきますので、是非ですね、この支援についてはですね、この買い物券については、吉住議員もですね、3月議会で言われたというふうに言われましたが、やはり国もですね、選挙前とかのときはすぐ出します。ところが今はなかなか言いません。解散のですね、話も出ておりますが、選挙前だったらすぐ出すというようなですね、風潮が今、政治の中

に非常にはびこっていますので、やはり生活をちゃんと見ながらですね、適時にやっていくというか、ここをですね、是非、町長にはですね、お願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の一般質問を終わります。

続きまして、8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 玉東町の人口推移状況について質問します。

玉東町の人口動向については、県内の市町と比較しても、微減ではあるものの、定住促進政策をはじめとする福祉政策、子ども・子育て政策等の効果もあり、現在の少子高齢化という社会情勢といたしますか、社会現象といたしますか、その中で人口を、現在の人口を維持しているところについては、高い評価をすべきだというふうに私も感じております。

ただ、しかしながら、町内においてはその効果に大きなばらつきがあり、人口においては駅周辺の一部地域だけが活気づいてきている。ほかの行政区においては、若い夫婦がいない、児童・生徒がいない、高齢化がどんどんどんどん進んでいるというふうな負のスパイラルに陥っているのではないかなというふうに感じられます。

だから、この現象というか現状を町としてはどのように考えているか、現状を続けていくのか、定住促進政策といたしますか、続けていくのかというふうな表現になりましたけど、これはこれで正直な話、続けていっていただかなくては困るかなというふうに思いますが、それ以外の要するに人口のばらつきといたしますか、格差、格差という表現がいいかどうか分かりませんが、このばらつきに対して何らかの対策を講じていく必要があるというふうに感じているんですけども、その辺についてどういうふうな考えがあるか答弁を求めます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問には担当課長よりまず答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、清田議員の御質問にお答えします。

人口動向について、日本全体として人口減少社会に突入しており、熊本県の人口も長年減り続けている状況にあります。そのような中、昨年末に熊本県統計調査課が公表した、令和4年版熊本県推計人口調査結果報告によると、玉東町は人口増加市町村に転じていることが分かりました。県内、熊本県内45市町村において、政令市である熊本市を含めた38の市町村で、人口減少が起こっている中、増加した7市町村に玉東町が含まれていたことは誇れることであり、これまで進めてきた駅を中心とした分譲地整備や、賃貸住宅整備に加え、子育て支援策や高齢者福祉政策の充実を図ってきた成果が数字として表れてきたものと感じております。

昨今の激しい人口社会に突入している現状において、玉東町は定住促進に取り組まなければならないということについては、争い余地はないと考えております。よって、町当局としては、今後もさらに駅を中心としたまちづくりを推進し、これによりさらなる町の魅力向上と、駅から離れた地域のインフラ整備等も進めていきたいというふうに考えております。また、財政面だけではなく、人口増や町並み改善により得られる新たな活力を、町全体に波及させていきたいという

ふうに考えております。

駅を中心としたまちづくりを掲げ、およそ20年が経過しましたが、この間、各地域の道路改良等のインフラ整備を怠ってきたわけではありません。そして、近年で言えば、二俣西安寺線における二俣東区、本村公民館前の道路改良や、辻地区の法面整備、吉次西山線における原倉地区の篠原国幹記念碑前の道路整備、西原西原橋線の原倉西地区の道路拡張などを取り組んでおり、中心部の整備と併せて、中心地と周辺地域のアクセスを向上させる町全域のハード整備を絶えず進めているところであります。このように中心部だけでなく、町全体でのインフラ整備に取り組んでいるところですが、議員御指摘のとおり、行政区間の人口については、数十年前と比較すると差が大きくなっていると認識しております。

近年玉東町では、転入者が転出者を上回る社会増が起こっておりますが、この転入者の居住地を見ると、駅から離れた周辺部への転入実績も確認されております。そして、これら周辺部への居住者からは、親の土地がある生まれ育った愛着ある環境での生活を決めたという話や、自然環境に恵まれた土地で農業をしたいから決めたというお話を伺っており、町中ではない周辺部の環境を選び、移住されていることが分かります。これら周辺部移住者への支援策として、町外から転入者が家を新築、または中古住宅をリフォームする費用を助成する補助金制度を設けております。

また、空き家バンクの状況についても、空き家ストックに対して空き家需要が圧倒的に上回っている状況にあり、周辺部の空き家についても良質な物件は早期に入居が決まるという状況にあることから、各地区の区長と連携した空き家ストックの確保に努め、周辺部の人口増に努めてまいります。

さらに、町内外から高い評価をいただいている子育て支援策や高齢者支援策といった生活するうえでのソフト施策について、居住地区の制限はないことから、町内どこに住んでいても恩恵を受けられる制度となっておりますので、この部分についても周知をしていきたいというふうに思っております。

これからの玉東町の姿として、小さな町の中にまちなか環境と自然環境が調和した町を目指さなければならないと考えております。駅周辺の中心部ではコンパクトシティ化を図り、周辺部では生活道路整備を進めながら、自然環境保全、公園整備、農業振興政策等を推進し、これまで以上に各地区の特色をより色濃くし、移住者が玉東町内から自分に合った環境を選択できる最適な姿を、各地区と連携しながら模索していきたいというふうに考えております。そして、町内それぞれの地区の居住者が自分の地区の特色とこの町全体の姿により、より一層誇りを持てるようなまちづくりを進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ただ今、答弁いただきましたことに関しまして、今現在行っている定住促進事業におきましては、先ほども申しましたとおり、非常に評価できる、実際微減という形ですね、収まっているというのは私も認識しておりますし、これからもいろんな形ですね、こ



の政策は続けていっていただきたいというふうに思っております。

ただ、私が先ほど言ったのは、町内の一部地域だけが賑わいを取り戻しているというふうな現状ではないかなと。非常にばらつきがある。要するにほかの行政区で何もしなければ、このまま何もしなければ人口減少傾向が止まらないというふうに予測されるのではないかなというふうな気がしております。先ほども申したように、要するに各行政区とも高齢化がどんどんどんどん進んで活気がなくなり、それで自治機能がなくなっていき、集落としての機能もしなくなる、そして限界集落への道をまっしぐらというふうな、極端に言いますとそういうふうな形になってしまうのではないかなと。要するにコンパクトシティ、駅周辺の整備をして、確かに先ほど説明がありましたように、生活環境整備といいますか道路整備におきましては、非常に優遇措置じゃないかとほかの町民の方からは言われるぐらい整備をしていただいているのは間違いありません。それも20年ほど前から特に力を入れてきていただいているというのも確かかなと思います。ただここで20年前と今の人口動向といいますか、どうなっているのかというふうなことで考えたときに、残念ながら私のこの手持ちの資料が古い資料といいますか、そういうのを持っていないくて、ホームページから出した世帯人口の一覧表という、これは令和5年の5月31日現在のやつじゃあるんですけども、これが私が最初議員に当選させていただいた24年前というのは、人口的に6,000人近かったんじゃないかなというふうな、あくまでも私の記憶でデータのですね、なかなか持ち合わせていなかったんですけども、それからしたときに、現在木葉地区においては3,000人ほど、山北地区のほうにおきましては2,167人、平成5年のデータでいきますと、それからすると6,000人あった人口が5,000人台に、5,200に下がってしまった、ここ20年ぐらいで多分そうだったんじゃないかなというふうな、申し訳ありません、そういうふうな感触を持っているというだけで、申し訳ありませんけど、例えば、急に言われても非常に申し訳ないですけども、この世帯というか、人口の地区ごとのですね、これは町民福祉課か総務課か企画課、どこかにかつてのというか、20年ほど前のデータというのがあるって、すぐ答えられるようなことがあればですね、どういうふうな状況だったかというのをちょっと教えていただければと思いますけれども。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 8番、清田議員の御質問にお答えします。

現在と約20年前ぐらいの人口推移の比較という御質問だったと思うんですけども、一応私のほうもですね、平成13年、今から22年前のですね、数字がありましたので、その22年前の現在の人口の比較について、ちょっと簡単にですね、概要をお伝えさせていただきたいと思えます。

まず、平成13年というのはですね、現前田町長がなられた時期なんですけど、まだオレンジタウンを整備前の時期です。そのときの町の人口が5,948人です。6,000人弱です。それから今おっしゃったように令和5年5月末現在の人口が5,221人ということで、727人の減、12.2ポイントの減というふうになっております。

これを校區別の人口で見えますと、木葉地区のほうは22年前は3,027人、現在が3,054人ということで、木葉地区についてはですね、プラス27人と増加しております。0.9ポイントの増で

す。一方、山北地区については、平成13年当時が2,921人です。今現在、議員おっしゃられたとおり2,167人ということで、山北地区は754人減少しております。25.8ポイントの減となります。

これをですね、また校区ごとの特徴をちょっと簡単に考察してみたんですが、木葉地区においてはですね、22年前と比較しまして、特に高月地区はオレンジタウン効果もあって、280人だった人口が現在は715人です。約2.5倍になっております。土生野もですね、当時から比べれば10人増えております。こちらはいずれも住宅促進策が奏功した結果だというふうに捉えております。一方で、浦田、大城寺、揚、稲佐は20ポイント以上の減少というふうになっております。山北地区ですけれども、平成13年度と比べますと二俣西地区のみ増加しております。二俣西は当時から45人増加、9.8ポイントの増です。こちらもサクラハイツ、さくらタウンの定住促進策が奏功した結果だと思っております。一方で、その他の行政区につきましては、25%以上の減少というふうなことになっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） すみません、ぱっとね、数字的聞きたいことがあったのでなかなか言葉が少ないんですけども、ただ、今、説明していただいたことにおきましては、木葉地区においては、総数的にはあまり変わっていないと、若干増えているというふうな答弁だったかなというふうに思いますけど、ちょっと私が思っているのと、ちょっと予想しているのとちょっと違ったんですけど、ただ、結果的にこれまで20年間やっていた定住促進事業というのは、非常に効果があったと、大きかったと。木葉地区においては減少していない。山北地区においては700なんぼか減少しているというふうな傾向にあるというふうなことで、やっぱり木葉地区の中でも非常に行政区ごとにばらつきが大きいという、ちょっと予測がこのあたりはですね、大体合っていたのかなというふうに思いますけど、このばらつきって仕方ないで、社会情勢なんですね、仕方ないですませればそれで終わりになるんですけども、これですね、駅を中心としたまちづくり、バリアフリー化を含め、活気ある賑わいのある中心部の環境整備というのは、これは必要不可欠、これ何度も言っているとおり、これもやり続けていただかなきゃいけないことだというふうにあるんですけども、その一部に偏った人口の増加策だけではなく、小さな町だからできるはずの町内全域を対象とした定住促進対策というのは必要じゃないかなと、合併をしなかった町独自で、小さな町でやっていくんだというふうな意味合いの中には、このまちづくりという観点からしたときには、確かに持続可能なまちづくり、活気あるまちづくりがつくられているかなというふうには思います。ただ、これ地方創生というのは、そういう意味だけなのかな、要するに地域を置き去りにして、要するに町としての、ちょっと申し訳ないですけど、ちょっと悪質な表現になってしまうんですけども、町全体としての体裁といいますか、は、取りつくられている。要するに人口なんかからトータルしてみたときには、プラスマイナスしたときに微減だと。でも中身は今、火の車という表現の仕方はどうかなあとは思いますが、その20年の間に非常に大きな格差ができてしまった。この格差というのは止めることができなかった面も当然あるかとは思いますが、何かの策をすることによって、もっと緩やかにできたんじゃないかな、特に山北地区はもちろんのこと、木葉地区でも極端に減ったところと極端に多か

ったところというがあるので、このへんについて、現状のままのやり方で進められていくのか、それとも何かの対策を講じるのかということを知りたいというのが、私のこの一般質問する今日の目的だったんですけども、そのへんもう少し答弁いただけないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

確かに私が町長になってから、駅を中心としたまちづくり、駅を中心として大体1キロ四方に4,000人の人口を張り付けるという構想を持って進めてきたわけです。大体ですね、順調に事は進んでおります。そういう中で、周辺部は人口減少に転じてしまったと、これは一つはやむを得ない事情なんです。それは生活のニーズが変わったと、それは清田議員も考えてみれば分かるだろうすぐ、原倉東の東山だって、じゃあこれ10年後どれだけ人口が減るか、後継者はいない、そういう中でね、どうしようもない、それは後継者、農業を継いでくれと言っても、大学なんか行った場合には帰ってこんのよ絶対、みんな高学歴な者は帰ってこない。そういう中でどうしようもない。

農業政策というのにね、私は思うけど、集団経営その道をね、開かんといかんだらうと、個人経営でやっていったらもう農地は荒れてしまうだろうと、1人はね、1人分の仕事しかできない、これが2人、3人寄ったらね、やっぱりそれだけ面積を増やすことができる、そういう考え方をとらんだらね、なかなか難しいんじゃないかなとそう思うわけです。ところが、俺の畑とあいつの畑は全然違うぞと、品物が採れるやつが違うぞという考え方があるからね、なかなかそのところは難しい。個人で大々的に広げていかんとね、今の状況ではできないところもあるけど、後継者をどうやって育てるか、これが周辺部の課題です。

熊本県で人口動態を見ますと、TSMCこれが入ってくる菊陽、この菊陽を中心に今、人口増があっておるわけですね。菊陽、合志、大津、そして菊池、菊池も今から増えていくんじゃないかなと、それはソニーの会社を造るんじゃないかなと言われております。そしてTSMCに通うことができると。それから益城、嘉島、西原、このあたりがやっぱり人口集中し、熊本市の人口だって減っていきよるわけ、やっぱりこれはね、もうどうしようもない。2040年問題というのがあります。2040年までは消滅自治体というのはないけど、2050年過ぎたあたりからかなり人口減少が著しく減ってくるんじゃないかなと、五木村、ダムで村が破壊されました。阿蘇も産山とか小国とか、あっちのほうも大分減っていくんじゃないかなと、それでやっぱり人は利便性の良いところに移り住んでいって行くわけですね。そういうことを考えるとこれを無理やりね、止めることはできない。どういうことに興味を持ってもらおうかということを考えていくのが、今の田舎の考え方じゃないかなと思いますけど、なかなかこれがね、どうやってカンフル剤になるやつはない、そういう中で、やっぱり町を維持していくには、やっぱり中心部の整備をやりながら、そして田舎に住みたいという人が今、ちらほら出てきた。そういう人をね、何とか呼び込んで農地を守っていただく工夫を考えていこうと。そういう支援もかなりやっていかないかんだらうと。子育て支援、高齢者支援もやっているけど、農業支援というのはやっぱり疎かになっちゃいかんと。やっぱり食料が一番大事であります。このことをね、今一度考えていかんと大変なこ

とになるんじゃないかなと思っております。そういう中で、中心部にはちょっと木葉駅までおられてくればいろんなことが揃うと、そういう状況をつくっていきたい、そういう流れの中でこの庁舎建設においては、1階にテナントを呼び込むと、恐らくこの周辺住宅街になっていくと思う。畑の空いとるところは住宅街になっていく、そういうふうに私は考えております。今から10年、20年後の玉東町は大きく変わるんじゃないかなと思います。周辺部もそれに伴ってそれなりのね、生活圏を維持できるように、やっぱり行政として手当をしていかなければならないと、そう思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今、答弁いただいたことに関しましては、一部私も同じ考えということもありますけれども、やはり先ほども私も言ったし、町長も仕方がない、しょうがないというふうな表現をされて、じゃあカンフル剤になるような、何をやればいいんだということがなかなか今の時点で出てこない。私も質問しているんだけど、これをやってくれあれをやってくれというのも言えない自分の情けなさというのものもあるんですけども、今のままでやったら確かに町長が目指していच्छる1キロ四方に4,000人、4,000人じゃなくても5,000人の町でも別につくることは、非常に大きな確率で可能なのかなというふうに思います。

でも、うちの町でどうしてそうやって定住促進の事業をしたら来ていただけているのか、かつては確かに雇用の問題だったり、若い人がですね、20年前と今では多分進学率も、大学とかの進学率というのも全然違ってくるので、一度出ていってしまわれる、これはもう、むしろ逆に進学してもらいたいし、またいろんな県内だけでなくほかのところにも行って、いろんなことを勉強する、もちろん大学生としての勉強はもちろんですけども、ほかのことに関しても、就職でも別にそれはかまわないかなというふうな気もしますけれども、ただ、うちの町に今の現状として定住していただくような政策をすれば来ていただくということは、これは当然職場はここから通勤圏内に十分あるし、生活できると、だからうちの町を選んで、いろんな交通インフラを考えたときも非常に便利な地域なんだというふうな判断をされたので、多分来られているのかなと、これから先ももちろんその位置が変わるわけじゃないし、交通インフラもどんどん逆に良くなっていくかなと思うし、それと、先ほど町長もおっしゃったように、TSMC、実際ここからあそこまでというのももちろんあるんですけど、その関連した事業といいますか、会社が多分その周辺部、菊陽、菊池、合志、このあたりにどんどんできるんじゃないかなと思われます。そうするとほかの産業にもやはり、もちろん農業にももちろんですけども、その波及効果、経済効果というのは及んでくるので、雇用とかいうことを考えたときには、20年前は地元には仕事がないんだから外に行くのは仕方ないということがあったかもしれませんが、今はネット社会でもあるし、別に駅の、中心部じゃないと仕事ができないということも、今からの若い人たちにはそのへんはあんまり関係してないんじゃないかなと。だったら田舎のほうでも住める政策、また、ここでひとつどうかなと思うのは、これまで私が先ほど言ったように、大学とか就職でも外に行ってもらいたいというのがありましたけれども、当然地元に残っていただくような政策というものも、今まで一度も町としては、全くやっていないとは申しませんが、あまり力を入れてこ

なかった。やはり、卒業するといいますか、社会に出ていく年齢が18歳だったり、大学出てからだったりいろいろありますけれども、その中の毎年5人、10人という人が残っていただくような政策は、業種関係なくですね、農業の後継者であろうがほかの職種であろうが関係ないんですけども、そういうふうな方たちへのサポートという形、またはちょっとどういうふうなやり方があるかというのは別ですけども、残っていただくような政策をとっていただければ、5年後、10年後というのは、それが2倍、3倍にももちろん増えてくる、そしたら小さな町にとっては、5人、10人というのは、10年後100人、200人、300人という数字に、あくまでもただ簡単にただ言うだけですけれどね、そういうふうな政策も必要じゃないか、じゃないと人口を定住促進だけで、外から来られる方だけに待遇を良くして来てもらう、そしたら町としての確かに人口は減らないだろうし、町のいろんな財政的にも良いのかもしれない。ただ、そうじゃなく、田舎でも今からは暮らせるという時代である以上、そういう地元に残るといふのと、Iターン、Jターン、Uターンという言葉は今あるかないかはちょっと分かりませんが、そういう方たちにも帰ってきやすい環境であるのは、今は非常にそういう絶好の機会かなと、そういう気もするんですね、そういう方たちへのいろんな働き掛けといいますか、小さいときからのいろんな教えもあるかもしれませんが、そういう残る方への優遇、また帰ってこられる方にも優遇、もちろん町外からの移住してこられる方にもという形ですね、町内の方にもそういうふうな、残って頑張ろうというふうなことを思わせるような政策も考えていただきたいというふうに思うんですけども、同じようなことになってしまいますけれども、そのへんどうお考えかお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田高広議員にお答えします。

鮎が生まれた川に帰ってくる、鮭も生まれた川に帰ってくる、家庭が一番大事です。家族、この温もり、外に出てもこの温もりがあればですね、いったん出ても帰ってきます。家庭、家族、そして地域、地域がやっぱりそういう帰りたいと思えるような地域であれば帰ってきます。そういう地域づくりをやっていかなければならない。お金で釣るのもいいけど、根本はやっぱり人の信頼関係、これが大事だと思います。

今、よそから玉東に帰ってくる、嫁いで婿さんを連れて帰ってくる、こういう人たちがものすごく多いです。やっぱり家族がいいと、地域がいい、このやさしさ、これが一番大事じゃないかなと。やっぱり家族が、地域がうまくいかんだったら人は帰ってこないんじゃないかなと、そういう鮎が帰ったり鮭が帰ってくる、そういう川、玉東町はそういうまちづくりをやっていけば、帰ってくる人も出てくるんじゃないかな、そして、またよそからも呼び込むことができる、そういう町を目指したいと私は思っています。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 確かに町長がおっしゃることももっともなことかなというふうなこともありますが、何もしなかった、要するにそういうふうな家庭だ家族だ地域だということで、町内の方への何の措置というか優遇措置もなかった。そういう状態での定住促進事業をした20年間の結果が今、出ていると思うんですよ。先ほど課長が答弁されたときに、数字的なことを

一つ一つははっきり分かりませんが、残念ながらそれが現状なんですよね。

私も農家なんです、原倉のことの例の一つとして言わせていただくと、家から、農業を継がなくても家で、地元で結婚して住みたい。ただ、同居というのは今はなかなか若い人は嫌うんです、家を建てたい、ところが自分の土地に、自分ちの土地なのに家を建てられない、建てることできない、それで結局探して探して、農家じゃない方はよそに行ったり、どうかすると外に住んで通っていたりという若い人も中にはいらっしゃいます。要するに、そういうただほかの方から、町外から来られる方にはいろんな措置があるのに、根本的にというか、基本的に地元に残っていたいという気持ちがある人でもそういう現状があるということも、町長が多分御存じなことだと思いますし、そういうふうなことにしてもですね、何らかの措置していただければ、そのうちの何人かはひょっとしたら残っていただいていたかもしれない。

また、そういうふうな措置は、あくまでも一つの家を建てることできないという例えで言ったわけですが、ほかにもいろんな事情でですね、外に行ってしまうというふうなことがあるのも実情かなというふうにあるんです、これなかなか同じようなことを質問して答弁していただくというようなことに陥ってるのかなという気はするんですけど、ここです、やはり今現在、確かに最終的には今いろんな事業をやっている、それが済んでからというふうな答えにもなりかねないんですけど、かつてですね、10年近くなるかと思うんですけども、似たような質問をしたときに、町長は、議会で検討委員会等をつくって、職員にというか、町に投げ掛けてくれというふうな答弁をいただいたこともあったんですけど、やはりこれは私から言わせれば、地方の衰退といいますか、集落の衰退というのは町の衰退にもなりかねないというふうにも思います。やはり足腰の強いのは集落もしっかりしていないと、やっぱり表面だけ、数字だけ良くてなかなか足腰の強い地方創生といいますか、にはならない。持続可能なまちづくりじゃなくて、持続可能な地域づくりをする、そういうふうなですね、検討委員会とかそういうのをですね、一度つくる必要もあるのではないかなと。そして、その中で、その人口のばらつきの是正、そしてまた、そしたらその中から、これから先、地域にいろんな形でですね、やらなくては、政策とかも見えてくるのではないかなと思いますけれども、せめてですね、それを検討委員会的なことをですね、議会も行政も一緒になった形で、もちろん町民の方もですね、一緒になった形をつくっていただいて、町全体のそういうばらつきをなくすようなことはできないかということも検討していただけないかなとは思いますが、これを最後の質問にしたいと思いますが、何か答弁していただくようなことがあればお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

清田議員がそれだけ思いがあるならばですね、清田議員自ら特別委員会でも立ち上げて、率先してやっていただければと。やはり町は町としていろんなことをやっております。そういうまた行政とは別の立場の見方ができるんじゃないかなと思いますから、その点どうぞよろしくお願い致します。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 先ほど最後にということを言ったのですよね、これ以上はもう質問しませんけれども、ただ、このままのやり方であればいろんなところで歪みが、今現在も出てきているわけですし、町としての足腰の強い玉東町というのはいかがかなというふうな気もしますのですよね、先ほど、前かつて言われたことと同じような答弁だったとは思いますが、できましたらですね、やっぱり職員さん方においてはですね、そういうことも頭の中に入れてですね、これからいろんな形で政策等をやっていただければというふうに思いますので、ということをお願いしまして終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時52分

再開 午後3時01分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第30号 玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第30号「玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは、議案第30号、玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御提案させていただきます。

玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年6月12日、玉東町長。

提案理由、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、この条例を改正す必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

3枚目をお開きください。新旧対照表になっております。左が現行、右が改正案でございます。その中で、2条の5の案をご覧ください。第5号、一部負担金医療保険確保の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国または地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、この額を控除した額）に改めるものでございます。

2枚目の附則をご覧ください。

附則、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

経過措置、2、改正後の玉東町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、令和5年

4月1日以後の診療または施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

概要の方を御説明させていただきます。現在の重度心身障がい者医療費助成事業については、指定難病者の医療費助成の併用適用ができないため、自己負担額が軽減されない状況が生じておりますので、この条例改正を行い、制度の解消と適正化を目的で条例改正しております。

以上、提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第31号 木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第31号「木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第31号について御提案いたします。

木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年6月12日提出、玉東町長。

提案理由、木葉駅前活性化施設の施設等使用料について、使用時間区分ごとの使用料となっていることと、夜間区分の使用料が昼間区分の使用料に比して著しく高くなっていることが使用者に不利であるため、これを改めるものです。

議案書の2枚目は改正案となっております。内容は別表の改正と備考の改正となっております。内容につきましては、3枚目の新旧対照表を用いて説明したいと思います。

この表の左側のほうが現行です。現行の分です。右側のほうが改正後の案です。罫線部分が改



正点となります。今回は三つの改正点があります。

まず一つ目が、現行の表の真ん中もとらに使用時間区分、午前、午後、夜間とありますけれども、こちらの使用時間区分を廃止いたします。改正案としましては、すべて1時間当たりの使用料で統一したいと考えているところです。

それから2点目の改正点が、夜間使用料、1時間当たりの引き下げです。現行は昼間の時間に対して5倍の金額で設定されておりますけれども、改正後のほうは、昼間の金額に対して3倍の金額で料金を設定したいと考えているところです。

それから改正点三つ目が、時間区分の見直しです。昼間時間と夜間時間の境が現行では午後6時となっておりますけれども、こちらの時間を5時に変更したいと考えているところです。

それから、新旧対照表の次の裏面を御覧ください。

別表に付随しております備考欄がありますけれども、この改正に伴いまして、備考の第1項と第3項は削除します。現行の第2項を第1項に、現行の第4項を第2項に改正したいと考えております。

条例案については、附則で、施行期日は、この条例は、令和5年7月1日から施行するという事で提案いたしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月13日は、議案調査のため休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月13日は、休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明後日、6月14日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

---

散会 午後3時09分